

日本保険薬局協会

地域医療連携の手引き

(薬局版)

Ver.4

はじめに

少子高齢化の急速な進展や疾病構造の変化は、医療費をはじめとした社会保障費の増大をもたらし、日本の医療保険制度自体の持続性が危ぶまれている。団塊の世代が75歳以上となった「2025年問題」を通り過ぎ、その先に控える、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるとされる「2040年問題」を見据えた議論は、今や待ったなしの状況にある。

このような背景から、持続可能な社会保障を確保するための方策として、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の策定（医療機能の分化と連携の推進）が「社会保障・税一体改革」の中で示された。地域包括ケアシステムでは、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくりが求められている。一方で、地域医療構想では、2025年の医療需要の将来推計や病床機能報告制度で集積された情報から必要な病床数などを示し、その実現に向けて病床の整備・削減・機能転換を都道府県が進めていくことが求められる。この2つの関係は相補的で一体的な運用が必要とされ、その両輪によって、「病院完結型医療」から切れ目のない医療を地域全体で支える「地域完結型医療」への転換が進められているのである。

そこで保険薬局の薬剤師に求められる責務は、地域の保険医療機関や介護事業所などと連携を図りながら、地域の薬物療法をシームレスに支援することである。

「地域医療連携の手引き（薬局版）」（以下、「本手引き」という。）は、外来や在宅医療、そして入退院に際して、薬局薬剤師が、保険医療機関の医師や薬剤師、その他施設の医療・介護従事者との情報連携を図ることを主な目的として、日本病院薬剤師会より公表された地域医療連携の手引きを参考に作成したものである。本手引きのVer.1は2020年10月に公表し、2021年5月には地域医療連携事例集を追加する形でVer.2への改訂を行った。さらに2023年11月、日本保険薬局協会（以下、「NPhA」という。）における各種調査データに基づき、在宅医療や認定薬局に係る内容、医療DXの基礎を盛り込みVer.3とした。

今回の改訂（Ver.4）においては、2040年問題という次なるステージを見据え、一步踏み込んだ「構造的課題の解決と能動的な実践」を主眼に据えています。在宅業務の人的・時間的限界を直視したタスクシフトや地域連携の具現化、地域のゲートキーパーとしての職能強化、そして医療DX活用による安全性向上とサイバーレジリエンスの構築を、これからの薬局の確かな指針として提示しました。

本手引きが、地域医療連携の実践における確かな指針となり、薬剤師が地域の薬物療法の担い手としてより高いレベルの職能を発揮する一助となることを期待する。

目次

1. 地域医療連携について

- 1-1 地域医療連携で求められるもの
- 1-2 地域医療連携の範囲
- 1-3 地域医療連携の基本事項
 - 1-3-1 地域医療連携の考え方
 - 1-3-2 提供する情報について
 - 1-3-3 地域医療連携のためのツール
 - 1-3-4 情報連携で心がけること
- 1-4 地域医療連携体制の構築と運用
 - 1-4-1 体制構築のきっかけ
 - 1-4-2 連携の構築について
 - 1-4-3 具体的な情報連携方法の確立
 - 1-4-4 地域医療連携の継続のために

2. 保険薬局と保険医療機関における地域医療連携の実際

- 2-1 外来での運用例
 - 2-1-1 服薬情報等提供書・患者の重複投薬に係る報告書
 - 2-1-2 薬剤使用期間中の患者フォローアップ
 - 2-1-3 検査値などの患者情報の共有
 - 2-1-4 プロトコルの推進
 - 2-1-5 外来化学療法レジメンなどの情報共有
 - 2-1-6 24時間対応
- 2-2 入院時の運用例（保険薬局から保険医療機関へ情報提供）
- 2-3 退院時の運用例（保険医療機関から保険薬局へ情報提供）
- 2-4 サービス担当者会議での運用例（保険薬局と多職種間の情報共有）
- 2-5 在宅医療への対応と連携
 - 2-5-1 在宅医療の展望と課題
 - 2-5-2 麻薬調剤
 - 2-5-3 無菌調剤
 - 2-5-4 医師の訪問への同行
 - 2-5-5 小児在宅
 - 2-5-6 認知症の人に対する在宅
 - 2-5-7 ターミナルケア

2-6 セルフメディケーション支援と受診勧奨（ゲートキーパー機能）

2-7 緊急避妊薬に係る対応と医療連携

2-7-1 提供ルート別の対応と留意点

2-7-2 産婦人科医および関係機関との連携

3. 地域医療連携を充実させるために

3-1 地域連携部門の活用法

3-2 地域薬局間の連携

4. 教育・研修体制

4-1 教育・研修の必要性について

4-2 教育・研修について

4-2-1 地域包括ケアシステムに係る研修

4-2-2 地域ケア会議

4-2-3 看護・介護スタッフへの教育研修

4-2-4 保険薬局と保険医療機関間の連携に関する教育研修

4-2-5 在宅緩和ケアの普及に向けて

4-2-6 未来を担う薬剤師の育成

5. 医療 DX（Digital Transformation）

5-1 医療 DX の推進

5-2 オンライン資格確認とマイナ保険証の活用

5-3 医療 DX 活用による薬物治療適正化アクションと好事例

5-4 電子処方箋管理サービス

5-5 全国医療情報プラットフォームと電子カルテ情報共有サービス

5-6 医療情報システムの安全管理（サイバーセキュリティ）

6. 認定薬局

認定薬局に係る調査結果の紹介

7. 地域の薬物療法の担い手として

8. 参考資料

1. 地域医療連携について

1 - 1 地域医療連携で求められるもの

同一事業所内で統合されたサービスが提供される入院医療とは異なり、在宅医療では事業所が異なる多職種からサービスが提供される。そのような中で質の高い在宅医療を確保するためには、より情報連携を充実させることが必要不可欠である。特に重症患者や急変時の対応では、ひとつの情報連携の誤りや遅れが重大な事故のリスクとなる。

また、外来医療では、重複受診・投薬に伴うポリファーマシーの解消や外来化学療法などの高度な薬物療法の提供のために、保険薬局と保険医療機関の連携が求められる。

地域医療連携で薬剤師が担う役割は、保険薬局や保険医療機関などに所属する薬剤師が、共通認識のもとで患者の薬物療法に関する情報を相互に引き継ぐことによって、医療安全の確保に資することである。そのためには「顔の見える関係」「お互いの業務を理解」そして「ゴールを共有する」ことが重要である。また、その連携は我々のためだけでなく患者のためであることを常に念頭に置き、連携を進めていく必要がある。

その守備範囲は、決して「保険医療機関へ足を踏み入れた時点で保険医療機関」、「保険医療機関から退出した時点で保険薬局」と考えるのではなく、むしろそのつなぎ目こそが互いが協働すべき最も重要な領域である。また、様々な社会的背景を持つ患者それぞれの「自分らしい暮らし」を支えるためには、患者の病状や生活を多角的に見ることができる薬剤師以外の多職種との連携も重要である。

第8次医療計画

第8次医療計画（2024年度から2029年度まで）の厚生労働省医政局発関連通知の在宅医療の提供体制に係る内容を紹介したい。

全薬局 61,791 か所のうち、訪問薬剤管理指導業務を実施している薬局は、医療保険では 9,207 か所で算定回数は約 75 万回/年、介護保険では 30,021 か所（重複あり）で算定回数は約 1,591 万回/年である。医療機関の薬剤師が実施した訪問薬剤管理指導業務は、医療保険約 340 回/月、介護保険約 6,000 回/月となっている。薬局には、医薬品、医療機器等の提供体制の構築や患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、薬物療法に関する情報の共有をはじめとした多職種との連携、夜間・休日を含む急変時の対応等が求められている。薬剤師の関与により、薬物有害事象への対処や服薬状況の改善が見込まれ、在宅医療の質の向上につながることから、薬剤師の果たす役割は大きい。

高度な薬学管理等を充実させ、多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等を推進するため、麻薬調剤や無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24 時間対応が可能な薬局の整備が必要である。そのため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関等と連携して行われる研修や、カンファレンス等への参加を通じて、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図ることが重要

である。また、都道府県の薬務主管課と医務主管課が連携し、地方薬事審議会等を活用して、麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理が可能な薬局の整備状況や実績について把握・分析を行い、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築することが求められている。

在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例 薬局に係る指標抜粋

ストラクチャー

- ・ 訪問薬剤管理指導を実施している薬局数
- ・ 在宅医療チームの一員として小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数
- ・ 24時間対応可能な薬局数
- ・ 麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数
- ・ 無菌製剤（TPN 輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数

プロセス

- ・ 訪問薬剤管理指導を受けた患者数
- ・ 小児の訪問薬剤管理指導を受けた患者数
- ・ 麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数
- ・ 無菌製剤（TPN 輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数

1 - 2 地域医療連携の範囲

地域のかかりつけ薬局として地域の健康サポートや在宅医療を支援する範囲は、地域包括ケアシステムの構成単位とされる生活圏域内の地域住民、医療提供施設、介護事業者、地域包括支援センター、行政などが基本となる。当然ながら、入退院時の連携などでは生活圏域を超えた連携や支援も想定される。

1 - 3 地域医療連携の基本事項

1 - 3 - 1 地域医療連携の考え方

薬剤師は「外来医療」「入院医療」「在宅医療」それぞれの医療の特性に合わせて薬物療法に関わっていく。保険薬局の薬剤師（以下、「薬局薬剤師」という。）が担う責務は、「患者が服用するすべての薬剤の一元管理」である。そして、適切な薬物療法の提供のために、その一元情報を活用しながら医療・介護従事者に対して必要な情報提供や提案をシームレスで行う。保険医療機関との情報連携は、お薬手帳を基本に外来・入院時・退院時などの場面に応じて、薬剤管理サマリー、服薬情報等提供書、医療介護連携システムなどを補完的に活用する。地域医療連携は、異なる複数事業所間で実施されることから、迅速かつ的確にそして丁寧な対応が求められる。また、日ごろの礼儀や丁寧な情報提供などの積み重ねが信頼関係をより強固にする。

これまでの地域医療連携は対面を基本としてきたが、新型コロナウイルス感染症流行を契機としてウェブ会議システムなどの ICT を活用した新たな連携も広がってきている。今後は、信頼関係が構築されていることを前提に、ICT を活用した連携を図っていくことも求められる。

1 - 3 - 2 提供する情報について

場面や対象（医療・介護従事者など）に合わせて適切な情報を選択し、わかりやすく提供する。

a 患者に関する情報

- a - 1 患者基本情報（生活・社会的背景含む）
- a - 2 かかりつけ医・かかりつけ薬剤師
- a - 3 既往歴・輸血歴
- a - 4 アレルギー・副作用歴
- a - 5 日常生活動作（ADL）の状況
- a - 6 生活上の情報（飲酒・喫煙・嚔下・常用の市販薬・健康食品など）

b 処方に関する情報

- b - 1 服用する全ての処方歴・薬歴（必要に応じて処方目的）
- b - 2 調剤に関する特記事項（一包化、簡易懸濁法、日常の管理方法など）
- b - 3 薬物療法を継続する上で、服薬方法や投与間隔、投与方法などに注意が必要な医薬品
- b - 4 治療経過に関わる特記事項（処方開始・中止、特別な投与量の理由、薬剤等の服薬状況、副作用発現の有無、使用中の薬剤の効果、体調の変化、併用薬や食品・嗜好品との相互作用による影響、残薬とその理由など）

c その他の必要な伝達事項

- c - 1 患者への服薬指導上で注意してほしい事項（病名告知の有無、患者の理解度など）
- c - 2 特別な医療における投与経路（CV ポート、PICC、胃ろうなど）、必要な医療機器や医療・衛生材料
- c - 3 入院・退院後に継続して確認してほしい事項（副作用の兆候、処方変更後の患者状態など）
- c - 4 薬学的ケアの実践のために注意してほしい検査値（腎機能、TDM データなど）
- c - 5 在宅での介護の状況（利用する介護事業所及びサービス、家族の介護力など）

1 - 3 - 3 地域医療連携のためのツール

a お薬手帳

お薬手帳は、既往歴やアレルギー歴、副作用歴、全ての服用薬（市販薬を含む）、検査値などを経時的に記録する個人健康情報管理（Personal Health Record、PHR）の1つである。また、患者が日常的に利用する保険薬局の名称や連絡先を確認できる。

またお薬手帳は、単に情報の記録ツールだけでなく、特に注意が必要な患者（がん化学療法、腎機能低下、吸入薬使用、残薬の発生など）に対しては、保険薬局と保険医療機関の相互の情報連携ツールとしても活用される。そのために患者には、情報連携ツールとしての活用意義や自己の健康に関する情報も追記すること、保険医療機関や保険薬局などから交付された指導箋や情報文書を合わせ持つことで、お薬手帳を「自分のカルテ」としてより有用に活用できることを説明する。災害時には、診療録などの代わりとしてお薬手帳を活用できることも説明し、そのための電子版お薬手帳も積極的に普及していく必要がある。

なお、2023年3月に厚生労働省より発出された「電子版お薬手帳ガイドライン」において、「実装すべき機能」、「実装が望ましい機能」、「将来的に実装が望ましい機能」として、電子版お薬手帳に求められる機能が体系的に整理されているため、活用するサービスを選択する際に参考となる。

b 薬剤管理サマリー

シームレスな薬物療法を支援するためには、お薬手帳に加えて多くの情報が記載できる薬剤管理サマリーを積極的に活用する。例えば、「入院時」には入院前の処方薬情報や副作用、アレルギー情報などを保険薬局から保険医療機関に提供する際に、「退院時」には入院中の薬物療法、その意図や経過などを保険医療機関から保険薬局に提供する際に用いられる。その発行には、患者の同意を得る必要があることに留意する。記載にあたっては「1-3-2 提供する情報について」を参考に、薬剤師ならではの視点を付加しながら、優先すべき項目を選択しわかりやすくまとめる。患者や診療を評価、批判するような表現はなるべく避けるようにする。

c 服薬情報等提供書（トレーシングレポート）

服薬情報等提供書は、薬剤の適正使用のために薬局薬剤師が必要と判断した場合に、処方医や多職種に対して提供されるもので、「外来」や「在宅」、「薬の受け渡し時」や「薬の受け渡し時以外」など幅広い場面で活用される。緊急性が高いものは電話など即時に連絡がとれる方法、緊急性の低いものは服薬情報等提供書を活用するなど場面に応じて使い分ける。また情報提供は単に一律に行われるのではなく、対象患者などその必要性について十分に検討される必要がある。

d 患者の重複投薬等に係る報告書

薬局薬剤師は患者が服用する全ての薬剤を把握し、重複投薬などのポリファーマシー解消のために、患者の重複投薬等に係る報告書を積極的に活用しながら必要な情報提供や提案を行う必要がある。

e 医療介護連携システム（多職種連携システム）

昨今、情報共有の手段として Social Networking Service (SNS) が急速に普及し、医療介護の現場においても Medical Care Station (MCS) などの地域包括ケア・多職種連携のコミュニケーションツールの普及が進んでいる。多職種連携システムには、医療情報連携に特化したものや医療介護連携を目的としたものなど多くの商品が存在している。多くの商品が存在することは選択肢が広が

るといふ利点がある一方、地域や医療機関毎に異なるシステムが導入される要因にもなっている。医療介護連携システムは web 上で多くの患者情報を扱うことから運営規定などの遵守はもちろんのこと、情報漏洩には細心の注意を払う必要がある。

▶▶ ICT を活用した多職種連携の事例

- 在宅医療機関と MCS を通して情報共有しており、病院・薬局・ケアマネジャー以外の職種とも情報交換が可能。診察時情報、ケア状況をこまめに交換できるため処方提案やケア方法の見直しがスムーズで的確なものとなる。
- 岡山県晴れやかネットでは、開示医療機関を利用している患者から個人情報開示同意書を得れば、いつでも閲覧可能であるためトレーシングレポートを作成する際にも重宝している。
- 医師が検査値等を共有してくれることが大変有用であり、また、褥瘡治療を受けている患者に対して、訪問看護師が画像を添付し、症状確認と塗布薬変更の検討を行ったことがある。

1 - 3 - 4 情報連携で心がけること

シームレスな情報連携を図るためには、いわゆる情報のギブアンドテイクが基本であり、その際の注意点を示す。

a 受信の連絡

個人情報保護と相互のコミュニケーションの観点からも、情報提供を受けた際には受信の旨と答礼を適切な方法（電話、メール、FAX など）で行う。

b 迅速かつ的確に

依頼にはできる限り迅速かつ的確に対応すること。双方の認識のずれがないように依頼内容や実施期限などを正確に確認すること。

c 情報の記録管理

連携は継続的に PDCA サイクルを回しながら改善を図っていく必要がある。そのためにやりとりした情報はその都度確実に記録し、必要時にすぐに取り出せるように管理する。また、ICT を使用した場合には、情報漏洩防止の観点から ID・パスワードやアクセスログなどの管理を定期的に行う必要がある。

1 - 4 地域医療連携体制の構築と運用

1 - 4 - 1 体制構築のきっかけ

全国の先進的事例の多くは、薬局薬剤師と保険医療機関の薬剤師（以下、「医療機関薬剤師」という。）のコミュニケーションがきっかけで始まっている。その場面としては、院外処方箋に関する諸

問題を協議する連絡会や薬物療法に関する合同研修会などが挙げられる。単にそれらに参加するだけでなく、名刺交換などの挨拶から「顔の見える関係」を作り、共通のゴールに向けて具体的にアクションを起こすことが真の連携の始まりである。一方で、連携構築の前段階でコミュニケーション構築のきっかけにすぎない合同勉強会が目的化し、勉強会の域を超えない連携も少なくないことから、シームレスな薬物療法の支援の実現という真の目的を見失わないように留意する。

1-4-2 連携の構築について

初期は限られた薬局薬剤師と医療機関薬剤師でコアチームを形成し、運用の骨子などを組み立てていくことが想定されるが、地域医療連携は一部の薬局と医療機関間で成立するものではないため、最終的には地域で展開されることを想定した仕組み作りが求められる。そのためには、地域の医師会などの他団体からもチームに入ってもらうことも重要である。

1-4-3 具体的な情報連携方法の確立

情報連携の手段としてお薬手帳は必須であり、お薬手帳の普及と適切な活用の周知が重要である。お薬手帳で伝えきれない患者情報は、「服薬情報等提供書」や日本病院薬剤師会が提唱する「薬剤管理サマリー」などを活用しながら、地域の実情に沿った運用方法を確立する。医療介護連携システムなどの ICT の活用も積極的に検討する。

また、情報連携では単に自分たちに必要な情報だけを求めるのではなく、相手は何を求め必要としているのかも考えながら、ギブアンドテイクを基本に連携を構築していく。そのためには薬局薬剤師と医療機関薬剤師がお互いの業務を理解する必要がある。

医師同士では、病状や検査値、処方内容などを紹介状でやり取りするという文化が定着しており、その紹介状の薬剤師版と考えればわかりやすい。

連携の仕組み作りで重要なポイントを示す。

- a 患者の入院や退院情報を把握できる仕組みを構築する。
- b 情報連携の担当窓口を明確にする。
- c 提供した情報が医師に伝達されるまでの流れを確認する。
- d 医師に伝わりやすい情報提供方法（記載内容や様式など）について確認する。

1-4-4 地域医療連携の継続のために

地域医療連携を定着させるためには、運用状況を把握し、必要な運用の見直しを行い、見直した内容が速やかに関係者に周知されて実行される、その PDCA サイクルを回していくことが必要である。基本的な取り決めや場面ごとの具体的な運用をまとめた「地域医療連携の手引き」のいわゆる「地域版」を、保険薬局、保険医療機関、その他関係職種間で作成、保管されることが望ましい。

2. 保険薬局と保険医療機関などにおける地域医療連携の実例

2 - 1 外来での運用例

2 - 1 - 1 服薬情報等提供書・患者の重複投薬等に係る報告書

服薬情報等提供書や患者の重複投薬等に係る報告書（以下、「服薬情報等提供書など」という。）は、薬剤の適正使用のために薬局薬剤師が必要と判断した場合に、処方医や多職種に対して提供されるものであり、その活用場面は服用薬剤の一元管理情報や重複投薬解消に係る提案、服用期間中のフォローアップによって把握された情報、吸入指導管理など多岐に渡る。

服薬情報等提供書などは、提出することがゴールではなく、それがどう活かされるかが重要であり、保険医療機関などに提供した服薬情報等提供書などがどのように活用されているのか、より活用されるための方策などについて、仲介窓口となる医療機関薬剤部門（以下、「薬剤部門」という。）と十分に協議をする。下記に示す通り、情報提供が処方医まで届いていないと思われる事例も生じているため薬剤部門との事前協議が重要となる。

▶▶ 情報提供が処方医に届いていない事例

- フォローアップを行った際に便が悪くなっていると聴取できたため、トレーシングレポートにて情報提供を行った。次回来局時に処方追加がなかったため、服薬指導時に再度、患者から聴取した上で疑義照会を行い下剤が追加された。
- 加齢による嚥下低下の可能性を考え患者家族にカプセルの嚥下について確認したところ、錠剤の方が飲みやすいと聴取したためトレーシングレポートを提出し情報提供を行った。次回受診時の処方では変更されていなかったため、疑義照会を行い結果的にはカプセルから OD 錠に変更となった。

2 - 1 - 2 薬剤使用期間中の患者フォローアップ

患者の状況を継続的かつ的確に把握するために、必要に応じて薬剤使用期間中の患者フォローアップを行うことは重要であり、薬物療法にもたらす影響としては、服薬状況やアドヒアランスの改善の他、医師へのフィードバック及び処方提案、多職種との情報共有及び連携強化、患者との信頼関係の深まり等があげられる。

実際に、NPhA が 2020 年 9 月に公表した「服用期間中フォローアップ事例と成果の収集」では、報告された 525 事例の中には、処方医への処方提案 221 事例、情報提供が 70 事例、医療機関以外との情報連携が 99 事例含まれており、その成果としては処方変更が 268 事例、経過改善が 434 事例、その他、かかりつけ薬剤師の新規契約につながったケースや、患者や医療機関からの感謝の言葉をいただいたといった報告も多く見られている。

また、厚生労働科学研究における「薬剤師の職能発揮のための薬学的知見に基づく継続的な指導

等の方策についての調査研究」の報告書を紹介したい。同報告書では、薬剤使用期間中の患者フォローアップによって患者の体調や副作用の経過、服薬状況等が改善されることが示され、また、疾患類型ごとの着眼点が整理されており、薬局薬剤師による薬学的管理業務の参考となる。

2-1-3 検査値などの患者情報の共有

検査値などの患者情報から薬剤の用法用量や副作用などについてチェックすることは、薬剤師の職務として当たり前のことである。検査値などの患者情報がスムーズに確認できるように、処方箋への検査値記載の取り組みが全国で進んでいる。その取り組みには、薬剤部門の協力が必要不可欠であることから、積極的に連携を図る必要がある。処方箋に記載する検査値項目、処方箋様式、患者への周知、増える疑義照会への対応方法などについて薬剤部門との調整が必要となる。

2-1-4 プロトコルの推進

専門職へのタスクシフトは、医師の働き方改革の柱とされている。

そのタスクシフトの一環として、問合せ簡素化の取り組みが全国で進んでいる。保険薬局と保険医療機関間での事前の取り決め（残薬調整、剤型の変更など）により、問合せを簡素化するものであるが、この取り組みは医師の負担軽減のみならず、薬剤師の職能発揮の機会、何よりも医療の質及び患者の利便性の向上に大きく寄与すると考えられることから、積極的に薬局薬剤師と医療機関薬剤師が連携を図りながら進めていく必要がある。

2-1-5 外来化学療法レジメンなどの情報共有

近年、経口抗がん剤の増加などにより、化学療法が複雑化、高度化している一方で、外来で化学療法を受ける患者は増加している。そこで保険医療機関（特に、医療機関薬剤師）と連携しながら、がんの薬物療法に対応する専門性の高い薬局の確保が求められている。その内容は「医療機関より共有されたレジメンに基づいた服薬指導」「支持療法など服用期間中の副作用管理」「必要な情報を医療機関にフィードバック」などが挙げられる。その体制構築のために、レジメンの共有、抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る合同研修など、保険薬局と保険医療機関が一体となり副作用のモニタリングを行う仕組み作りが重要となる。

▶▶ がん患者に関する情報連携の事例

- 患者個々の治療レジメンや入院中の経過、胃瘻・腸瘻等について情報が医療機関から共有され、それら情報を活用し、患者やその家族への情報提供やフォローアップに役立てている。
- 主応需先からの処方箋にはレジメンが印字されており、薬局ではがん患者と認識できる人に対して、かかりつけ薬剤師の提案、フォローアップの実施、トレーシングレポートによる報告を実施。また、不明点に対して応需先の薬剤部門に質問を行う薬薬連携シートも活用している。

- 抗がん剤を服用している患者全員に後日服薬フォローアップを実施し、そこで得た内容を病院へ情報提供を行っている。情報提供はトレーシングレポートで提出した上で、病院が開催している外来化学療法カンファレンスの参加時に口頭でも情報提供、必要に応じて処方提案なども行っている。
- 院内で抗がん剤治療をされ、外来へと移行する際に病院から患者情報を連携。レジメンや入院中の副作用状況、注意事項等が記載されており、患者が来局された際にはその情報に基づき服薬指導を行う。また、日を改めて必ずフォローアップを行い、お渡しした薬の服薬状況、副作用状況をチェック。フォローアップで得た情報を病院薬剤部と共有しており、医師のカルテに反映され、次回診察時に役立ててもらっている。

2 - 1 - 6 24 時間対応

「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能のひとつとして「24 時間対応」があげられており、開局時間外の電話相談や、夜間・休日に患者の症状悪化時等の緊急時には、調剤等の必要な対応を行う体制整備が求められている。

NPhA が 2023 年 9 月に公表した「管理薬剤師アンケート報告書」では、4,513 薬局のうち、「平日 1 日 8 時間以上開局かつ土日いずれかの開局かつ週 45 時間以上開局」を満たしている薬局は 3,376 薬局、74.8%であり、「24 時間調剤・在宅対応体制」を有するのは 3,119 薬局、69.1%、また、その内訳は自薬局にて体制を有するが 2,296 薬局、50.9%、近隣薬局との連携にて体制を有するのが 823 薬局、18.2%であった。実際の開局時間外対応では、患者からの問い合わせに電話で回答するだけに留まらず、医療機関への疑義照会が必要となるケース、緊急調剤や緊急患者宅訪問等が必要となるケースも発生する。また、医療機関や施設からの問い合わせや依頼を受けるケースもある。特に、ターミナルケアの対応においては、症状の急変等に伴い、夜間や休日に緊急対応となるケースが多い。

このような 24 時間対応の体制整備に関しては、近隣の薬局や地区薬剤師会等との薬局間連携だけでなく、医療機関や訪問看護ステーション、地域包括支援センター等の地域の医療・介護関連施設と連携体制を構築しておくことが望ましい。

▶▶▶ 開局時間外や定休日の対応事例

- 現在服用している薬と他院でもらった薬との飲み合わせに関する問い合わせを受け、薬局にて薬歴を確認して回答。
- 市外の病院を受診した際に薬が追加となったが、薬が揃わないと開局時間外に問い合わせがあり、自薬局になかった分は、同グループ薬局や市内の他薬局から調達し取り揃え、患者に交付し、薬をきらすということは避けられた。
- 在宅患者の薬、本日（休日）の分がないので緊急で届けてほしいと病院より連絡あり対応。
- 定休日に、前日に行った血液検査の結果でカリウム値が低かったため薬剤を緊急で配薬して欲しいと医師から連絡あり、緊急訪問した。

- ターミナルケアの患者の容体が急変し、麻薬の使用量が増えたため病院からの依頼により営業時間外ではあったが麻薬の調剤、訪問管理、配薬を行った。
- ターミナルケアのケースでは患者や家族の不安が増えるため迅速な対応ができるよう休日も待機態勢をとっている。
- 新型コロナ発熱外来対応で、病院からの問い合わせ、薬のお届けが多く発生していた。抗原定性検査キットの販売でも複数回休日に開局して販売を行った。
- 定休日に施設看護師より連絡があり、誤薬への対応について相談された。

2 - 2 入院時の運用例（保険薬局から保険医療機関へ情報提供）

入院中の安全な薬物療法の確保のためには、入院前の処方薬情報や副作用、アレルギーなどの情報確認が必要不可欠である。入院時の患者の持ち物として「お薬手帳」は認知されてきたものの、その記載内容が不十分であったりすることからまだ補足的な利用にとどまり、依然としてかかりつけ医やかかりつけ薬剤師への連絡確認や、持参薬の確認作業を実施することも少なくない。それが医療機関薬剤師にとって大きな負担となっている。予定入院の場合には、保険薬局で入院前の処方薬情報や副作用、アレルギー情報などを予め整理し、薬剤管理サマリーなどを活用して入院医療機関に提供する。緊急入院の場合には、予めの確認が困難なため、薬剤部門や地域連携部門の入退院支援部門など（以下、「入院支援部門など」という。）から処方歴や薬歴について問い合わせがあった場合に、その重要性を理解し迅速かつ的確に情報提供を行う。その連携を構築するためには患者の入院情報を薬局で把握できる仕組みと、情報提供項目について入退院支援部門などとすり合わせる必要がある。患者の入院情報は医師や介護支援専門員（ケアマネジャー）などから知ることが多いが、その情報把握の重要性を日頃から多職種に伝えておくことが鍵となる。

▶▶ 入院時の情報共有の事例

- 入院の連絡が入ったら、すべての受診医療機関と現在服用中の薬と患者状況を薬剤部に FAX で送っている。
- かかりつけ患者の場合はお薬手帳に情報をまとめたシールを貼ることで情報連携を行っている。
- 応需先と共同作成した「入院時情報提供シート」を活用。内容は「入院予定日とその理由」「併用薬」「サプリメント」「副作用・アレルギー歴」「卵胞・黄体ホルモン薬の使用有無」「一包化有無」「薬剤の主な管理者」等。
- 入院時持参薬セット（バック、サマリー記載シート、入院の経緯と入院期間の記載されたシート）が薬局に来局する患者へ配布され、患者が医療機関から説明を受ける。薬局に持参された入院時持参薬セットの中身を確認し、患者の服薬状況や意思に応じて持参薬の整理、サマリー内容（副作用、アレルギー、OTC等）確認、薬局で行った事などをシートへ記載し入院時に持参するように指導。医療機関側においては、入院時の持参薬整理にかかる作業が軽減され、OTCや副作用などサマリー情報を更新するなど、継続的な管理にもつながっている。

2 - 3 退院時の運用例（保険医療機関から保険薬局へ情報提供）

在宅医療は入院医療と異なり、患者の急変時にすぐに医療従事者が駆けつけることが困難なため、起こりうるリスクを予め想定した早めの対応が重要となる。そこで入院中の薬物療法やその経過などは、その起こりうるリスクを想定する上での貴重な情報源となる。情報を入手する機会として、退院支援を目的に開催される退院時カンファレンスは重要である。退院時カンファレンスとは、入院先の医療従事者と退院後の生活を支える医療・介護従事者が情報共有を行い、退院や在宅生活開始に向けての方針などを検討・共有する場であり、参加が推奨される職種としては、入院先の医療従事者には医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー（MSW）、管理栄養士、リハビリスタッフなど、在宅療養を支える医療・介護従事者には、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師、訪問看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護サービス事業所職員などが挙げられる。ここでは入院中の薬剤の変更理由や在宅療養中も継続してモニタリングが必要な項目などについて医療機関薬剤師から薬局薬剤師に情報提供される。現地に赴くことができない場合はオンライン画像システムによる参加も認められている。

退院時カンファレンスに参加できなかった場合も、入院中の情報提供を依頼する必要がある。薬局薬剤師はその情報をもとに退院後の薬物療法や医療安全に関して必要な情報をまとめ、在宅主治医や多職種に提供する。

また、必要に応じて、退院後の薬物療法の状況などを医療機関薬剤師にフィードバックする。このような連携を構築するためには、入院時と同様に患者の退院情報を薬局が把握できる仕組みと情報提供項目について入院支援部門などとすり合わせる必要がある。

▶▶ 退院時の情報共有の事例

- 患者が医療機関より封筒を受け取り薬局へ持参。入院経緯や入院中の治療歴、退院時処方等の情報が記載されており、その情報をもとに服薬指導し返書にて病院へフィードバック。
- 病棟看護師より、退院時サマリー、入院中の経過、一包化等の調剤方法について申し送りがあり、退院後の抗がん剤による薬物治療に係るフォローについて相談を受けている。
- ケアマネジャーや在宅担当クリニックから、入院理由や現在の状態（ADL、認知機能、嚥下機能等）を確認し、退院後の初処方の際は連携によって得られた情報を踏まえて監査を実施。
- 医療機関の地域連携室より、ケアマネジャー経由で連絡があり退院時カンファレンスに参加しており、そこで入院時の過ごし方や服用薬に関して情報共有がされる。
- 退院時カンファレンスに参加し、退院後の関わりについて各担当医療機関と打ち合わせを行い、退院後はスムーズに在宅対応へ移行。医療 SNS を用いて薬剤情報、経過等、リアルタイムの情報共有も行っている。

2 - 4 サービス担当者会議での運用例（保険薬局と多職種間の情報共有）

サービス担当者会議は、ケアプラン作成や患者の状態変化などによってケアプランを変更する際

にケアマネジャーによって開催される会議である。会議には、患者やその家族、医療・介護事業者などが参加する。そこで、薬局薬剤師は薬物療法の経過や共有すべき注意点などをわかりやすく伝達し、患者やその家族、多職種から必要な情報を収集する。サービス担当者会議は、有用な情報を得られるだけでなく、薬剤師の役割を多職種に示すことで大切な連携先として信頼関係が構築される重要な場である。ケアマネジャーには日頃から参加の意思を伝え、声がかかった場合にはできるだけ参加することが重要な鍵となる。

▶▶ サービス担当者会議における情報共有の事例

- サービス担当者会議を通じて、デイサービス時のリハビリでのふらつきや、施設での転倒の事象、普段の降圧管理の問題、低血圧状態にあることが把握できたため、降圧薬の見直し提案を実施し、結果、低血圧改善がみられた。
- サービス担当者会議にて、生活リズムの乱れがあるため不眠に対して薬を追加した方がいいかと相談を受けたが、最近疾患の進行により日中転倒したことがあるため、追加によりさらに転倒リスク高まると指摘。起床、食事、服用の時間を決めて生活リズムを整えるように提案したことで不要な薬の追加を防ぎ、副作用防止に寄与した。
- サービス担当者会議で、他職種の方にも薬の副作用症状を知ってもらい、注意事項を伝達することで、ふらつき、口渇などの状態変化に一早く対応することができるようになった。
- サービス担当者会議において、インスリン、針の廃棄方法の確認を行い、普通ゴミとして廃棄されていた事が発覚し指導が行えた。
- 退院前カンファレンスおよびサービス担当者会議で、入院中処方から、在宅で使用できる薬剤への切り替え提案を行っている。

2 - 5 在宅医療への対応と連携

2 - 5 - 1 在宅医療の展望と課題

近年、急性期病棟を中心に入院期間が短縮され、医療機能の分化が進んだ結果、複数の医療機関を経由して自宅へ戻る患者が増加しています。また、死亡数が 2040 年まで増加し続ける「多死社会」を迎える中、死亡場所も自宅や介護施設等へシフトしており、国民の約 3 割が人生の最期を「住み慣れた自宅」で迎えたいと希望しています。こうした背景から、薬局には在宅医療への積極的な対応はもちろん、24 時間・365 日の急変時対応や、麻薬管理、無菌製剤処理を伴う高度な薬学管理など、地域を支える多角的な役割が強く求められています。

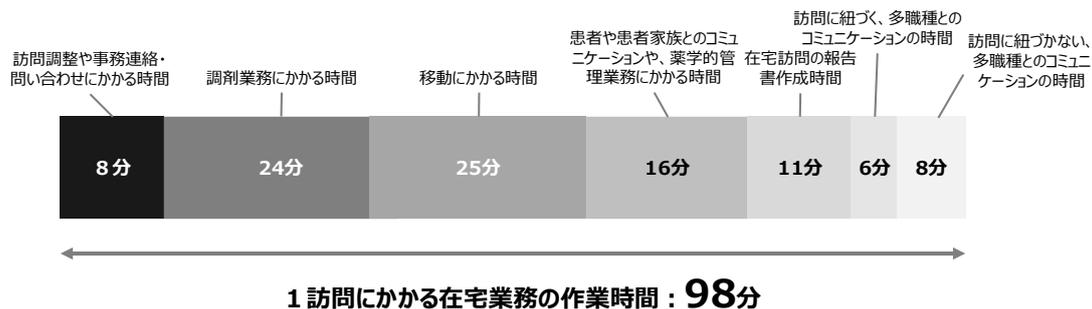
しかし、これらの期待に応え、持続可能なサービスを提供し続けるためには、薬局現場が直面している「構造的な課題」を直視しなければなりません。日本総合研究所が 2025 年に実施した調査によれば、薬剤師が個人宅 1 件の訪問に費やす作業時間（準備、移動、服薬指導、多職種連携、報告書作成等）は平均 98 分に達しています。これは、外来業務における処方箋 1 枚の処理時間（約 12 分）と比較して約 8 倍という膨大な時間です。さらに、夜間や休日の緊急対応に伴う精神的負担も、

現場を圧迫する大きな要因となっています。特に、今後ますますニーズが拡大する「終末期ケア（ターミナルケア）」においては、麻薬管理や PCA ポンプの利用、無菌調剤業務などが不可欠であり、通常以上に長い作業時間と極めて高度な専門性が要求されます。

現在、薬局に勤務する薬剤師数は 1 日あたり平均 2.7 人（中医協 R70910 調剤その 1 より）という限られた体制です。この人的リソースの中で、急増する在宅ニーズと重い精神的負担をすべてカバーすることは、すでに個別の薬局の努力だけでは限界を迎えつつあります。

個人宅 1 訪問にかかる在宅業務の各作業時間

1 件の訪問に対し、平均 98 分の作業時間を要している。これは、外来業務における処方箋 1 枚の処理時間の約 8 倍である。緊急対応といった精神的な負担も加わり、薬局全体のリソースを大きく削ることになる。薬局に勤務する一日あたり平均薬剤師数は 2.7 人* であり、限られた人員で在宅業務を行うことは構造的な課題となっている。* 中医協 070910 調剤その 1 より



在宅業務に要する時間は
外来業務の約 8 倍

厚生労働省タイムスタディ調査における「薬局における処方箋 1 枚の処理時間」：12 分 41 秒

▶ 日本総合研究所「薬剤師の個人宅向け在宅業務実態に関する大規模調査結果」(<https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/16039/>) N=868名の薬局薬剤師、および厚生労働省「薬剤師の需給動向把握事業における調査結果概要」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000788085.pdf>) を基に日本総研作成

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

これらの深刻な課題を克服し、持続可能な在宅医療提供体制を維持していくためには、個々の薬局の努力と地域全体の連携を組み合わせ、以下の 3 つの方向性に基づく構造的な解決策の実行が必要です。

1. 薬局内の人員体制の充実とタスクシフトの推進

まず、個々の薬局において薬剤師が対人業務に専念できるよう、十分な人員体制を構築することが先決です。薬剤師でないスタッフも適切に配置し、事前のピッキング準備や配送手続きの補助など、薬剤師でなくても実施可能な業務へのタスクシフト（業務の移管）を積極的に進めます。これにより、薬剤師が本来の専門性を発揮すべき薬学的アセスメントや、患者・家族に寄り添う指導・ケアに注力できる環境を整えます。

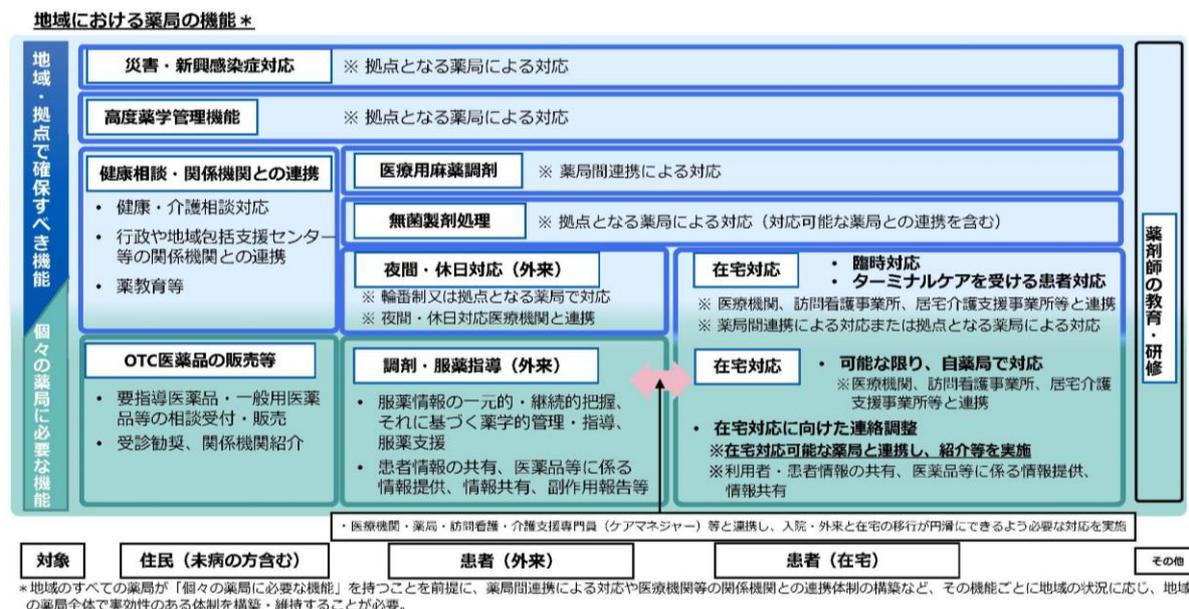
2. 医療 DX やテクノロジーの活用による生産性向上

次に、限られた人的リソースを有効に活用するため、テクノロジーによる業務の生産性向上を図ります。電子処方箋管理サービスや医療介護連携システム（MCS 等）の導入によって多職種間の情報共有を効率化するとともに、調剤機器・ロボティクスや AIなどを積極的に活用し、薬局業務の効率化および生産性を追求し、薬剤師の専門性とテクノロジーを融合させることで、業務全体の質を高めていくことが求められます。

3. 地域全体での連携による「面的なカバー」の構築

個々の薬局が単独で、無菌調剤や24時間対応、小児在宅といったすべての高度な機能を網羅することには、物理的・構造的な限界があります。そのため、地域連携薬局や専門医療機関連携薬局といった「認定薬局」を拠点とし、近隣の薬局同士が互いの機能を補完し合う分担体制を構築します。地域全体で「面」として患者のニーズを満たす連携こそが、2040年を見据えた持続可能なモデルとなります。

▶▶ 地域における薬局の機能（薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会より）



2-5-2 麻薬調剤

医療の発展や、在宅医療の普及に伴い、薬局が緩和ケアに係るケースが増えており、患者に対し麻薬が適切かつ円滑に提供される必要性が高まっている。

一方で、NPhAが2023年3月に公表した「管理薬剤師アンケート報告書」では、薬局における麻薬応需の課題として、「突発的な麻薬処方箋応需への対応」「品目ごとの需要予測が難しい」「廃棄リスク及びコスト」「発注から納品までの時間」といった医薬品の在庫管理上の課題が挙げられた。実際に麻薬加算件数や麻薬在庫品目数と、廃棄金額の間には相関がみられ、麻薬対応に注力するほどコストが増大していく傾向がある。

2022年4月に、麻薬及び向精神薬取締法施行規則を一部改正する省令が施行され、麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、麻薬小売業者間譲渡許可の届出グループ内であれば、麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能となった。これにより、廃棄金額の抑制が期待できるが、活用実績のある薬局はまだ一部に限られており、今後、本制度の有効活用にも期待したい。

2-5-3 無菌調剤

在宅医療の需要の増加に向け、在宅における高度薬学管理の充実を図り、多様な病態の患者への対応を推進するため、無菌製剤処理の体制整備が必要とされている。第8次医療計画においては、在宅医療の体制構築に係る指標の例として、無菌製剤（TPN 輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数ならびに受けた患者数が挙げられた。

NPhA が 2023 年 3 月に公表した「管理薬剤師アンケート報告書」では、3,838 薬局のうち、無菌製剤処理設備がある薬局は 427 薬局、11.1%であり、無菌調剤室の共同利用に関しては約 20%の薬局で契約があるものの実績がある薬局はごく少数であった。また、無菌製剤処理設備がある 427 薬局における直近 1 年間の無菌製剤処理加算の算定実績がある薬局は 101 薬局、23.7%（全体の 2.6%）と限定的であった。一方で、無菌製剤処理がある薬局や地域連携薬局の方が、在宅訪問や無菌調剤に関する相談や依頼を受ける頻度が高いという結果もあることから、各薬局において無菌製剤処理の体制整備への投資と、地域における薬局機能の周知をあわせて取り組むことが必要となる。

2-5-4 医師の訪問への同行

令和 4 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査によれば、薬局薬剤師が医師の在宅訪問に同行するきっかけとしては「医師からの依頼」が最も多く、服薬状況の確認と残薬整理、処方提案、薬物療法に関する助言等の取り組みがなされている。

NPhA が 2023 年 8 月に公表した「在宅訪問薬剤管理の実態調査報告書」では、在宅訪問薬剤管理の経験がある 3,127 人の薬剤師のうち、医師の在宅訪問に同行して薬剤師の職能を発揮した経験があるのは 937 人、30.0%、月に 1 回以上の頻度で同行しているのは 328 人、10.5%であった。

実際の在宅医療の現場にて他職種が直接連携することは、お互いの役割の相互理解や信頼形成にもつながり在宅医療の質向上に寄与すると期待できるため、今後、積極的に推進すべき連携のあり方である。

▶▶ 医師の在宅訪問への同行事例

- 初回の訪問診療に同行した際に残薬や他科受診分を含めた薬剤の一元管理表を作成。
- 「残薬一覧表」を用いて医師や訪問看護師に情報共有し、残薬が出ている要因の推測と対策を提案している。
- 医師と相談して処方を集約、不要な薬の処方中断を提案しており、医師や訪問看護師からは同行を強く望まれている。
- 対症薬の効果評価、血液検査結果に基づく処方提案、発熱時の抗生剤に係る提案等を行っており、医師から処方をその場で決めることができ助かると評価されている。
- 透析中の患者に対する AUC を考慮した薬剤変更の提案をしている。
- 疼痛症状悪化時、すぐに配薬可能なオピオイドをその場で医師に提案。
- 注射薬の使用が検討された際は、医師、看護師に配合変化や投与時間などを考慮した注射施行

プロトコル表を作成し情報提供を行っている。

2 - 5 - 5 小児在宅

医学の進歩を背景として、新生児の集中治療室（Neonatal Intensive Care Unit 以下、「NICU」という。）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア（自宅で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為）が必要な医療的ケア児の人数は増加傾向にあり、2020年時点で全国に約2万人と推計されている。2021年2月に閣議決定された「保育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」においては、NICUを退院した医療的ケア児等が療養・療育できるよう、在宅療養後方支援病院の設置やレスパイトの受入れ体制の確保を促進するなど、小児在宅医療体制を整備するとともに、周産期医療体制の充実を図ること、及び小児医療等における専門的な薬学管理に対応するため、医療機関・薬局の医療従事者間の連携を推進することが記載された。

医療的ケア児の調剤に係る平均所要時間は137.4分とのデータもあり、ハイリスク薬や粉碎・脱カプセルを含む多剤併用の複雑な調剤が必要なことが多く、また、粉碎調剤や分包方法など院内ルールでの調剤が行われることもあるため、医療機関から地域へと薬物療法をシームレスにつなぐ必要がある。

▶▶ 小児在宅の事例

- 散剤及び粉碎調剤が中心で、薬剤の多さから調剤業務が長時間となる。また、薬が吸湿しないように粉碎薬や散薬への乾燥剤の添付、カレンダー管理等の服薬支援も必要。
- 胃ろうを考慮し懸濁用顆粒が処方されたが、つまりやすいためカプセル剤の脱カプセルを処方提案。
- 漢方を粉碎すると吸湿するため顆粒のまま簡易懸濁を提案。
- 両親への薬剤の効能効果と服用の必要性の説明と理解を得ること、服薬介助の負担を軽減するためできるだけ簡便になるよう調剤等に配慮すること、処方せん応需の度に残薬確認を行うなど、薬剤の適正使用、服薬管理には両親との密なコミュニケーションが必要不可欠となる。

2 - 5 - 6 認知症の人に対する在宅

認知症の人の数は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれている。厚生労働省は、2015年1月に団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を関係府省庁と共同で策定。新オレンジプランには、基本的な考え方として、「早期診断・早期対応を軸に、『本人主体』を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふ

さわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを実現します。」と明記されている。その中で、薬局薬剤師には、認知症の人の状況に応じた服薬指導等を適切に行うことが求められ、また、薬局が認知症の相談を気軽にできる場所となることも重要であり、地域包括支援センターや訪問看護ステーション等との連携など、地域包括ケアシステムの中で柔軟な対応を図ることも必要となる。

▶▶ 認知症の人に対する在宅事例

- 薬局における健康イベントにて認知症テストを実施していた際に、結果や相談に応じて、市内の認知症外来や物忘れ外来を紹介している。
- 服薬支援に係る介入の際に認知症が強く疑われたため、本人同意のもとで、認知症外来を紹介し、地域包括支援センターとも情報共有を行った。
- 認知症の人の服薬アドヒアランスを向上させるため「服薬ロボ」を活用したことで、飲み忘れや過量服薬リスクの低減につながっている。
- HIV と認知症を併発しており服薬管理が困難であった。薬剤耐性を防ぐために服薬アドヒアランスが重要であるが、薬剤師による週 1 回訪問では対応に限界があり、訪問看護師と協力したサポートを行ったことで週 5 日服用できるようになった。
- 特に独居、近くにサポートできる親族などが不在の場合、認知症の人の薬剤管理は薬局のみでは完結できないことが多い。その際は、訪問看護師やケアマネジャー等の他職種との連携、地域包括支援センター等への関連施設への相談を行い患者に合わせたサポートを検討している。
- 独居または老老介護のケースでは、診断・介護認定がでるまでのサポートが大変となるケースが多く、相談先が薬局しかない方も多くいるためファーストアクセスの場として薬局からサポートの輪を広げる活動も必要である。

2-5-7 ターミナルケア

令和 4 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査によると、ターミナル期の在宅訪問においては、特に「薬の飲みにくさ」や「副作用の発症」といった問題点が発見されるケースが多く、ターミナル期以外の在宅訪問と比較すると、実際に患者に行った薬学的管理に係るすべての業務項目において、実施しているとの回答率が高く、その中でも麻薬管理は特出している。

また、NPhA が 2023 年 8 月に公表した「在宅訪問薬剤管理の実態調査報告書」では、ターミナルケアに関わった経験のある 1,015 人の薬剤師のうち、訪問間隔「6 日以内」の訪問経験があると回答されたのは 660 人、65.0%、「3 日以内」は 378 人、37.2%であり、夜間・休日対応の経験に関しては 519 人、51.1%が経験ありと回答された。

ターミナルケアを担う薬剤師には在宅医療に係る幅広い知識と経験が求められ、また、緩和ケアにおける麻薬管理はもちろん、PCA ポンプの取り扱いも必要となる場面がある。薬局の体制としては、麻薬の在庫や無菌製剤処理設備、夜間・休日を含む緊急時の対応体制の整備等が求められる。今後、全国の各地域において、ターミナルケアを担う薬剤師の育成と薬局の整備が必要とされる中で、

第8次医療計画に、薬局に係る指標（前述 1-1）が盛り込まれたことは非常に重要なことである。

▶▶ ターミナル期の在宅事例

- 退院日に対応が必要となることが多く、退院と同時に患者宅に伺うこともある。
- 薬剤変更、増量・減量の際はすぐに訪問し、家族が管理しやすいよう薬袋への記載や一包化の手直し、説明などを行い、服薬後の体調や副作用の確認は、訪問して直接確認することが多い。
- 夜間や休日の出勤も多く、休日でも緊急の呼び出しにそなえて、外出するときは薬局まで30分で戻れる範囲までとしている。
- 痛みがあると患者や家族の不安が増えるため夜間においても早急に対応できるよう、休日も待機態勢をとっている。また、麻薬の在庫等、必要な薬について欠品しないよう管理している。
- 患者背景の把握、多職種連携のためのシステムへの情報登録、電話等での連絡相談、麻薬ローテーションの計算、在庫管理と手配、検査値の確認、家族の心のケア、報告書作成といった業務があり、通常在宅よりも業務が幅広い。
- PCAのポース投与回数を多職種で密に情報共有し、持続投与、ポース投与、ロックアウト時間等の検討を行っている。
- がん末期患者の退院時に、入院医療機関の担当薬剤師からの処方情報を基に退院後在宅医と連携し、退院時のTPNから在宅医処方のTPNへの切り替え、麻薬レスキューの検討を行い、スムーズに在宅支援につなげた。
- 鎮痛剤の使用状況と疼痛を聴取したうえで、処方提案を行い、追加薬剤を当日中に訪問し患者に服薬してもらうことで週末の疼痛管理を改善することができた。レスキューを含む麻薬の処方提案を行うことが、緊急訪問を減らし、医療を提供する側の負担軽減にもなる。

2 - 6 セルフメディケーション支援と受診勧奨（ゲートキーパー機能）

近年、国民のセルフメディケーションへの関心が高まる中、地域における健康サポートの拠点として、保険薬局・薬剤師に求められる役割はますます重要となっている。薬局は地域住民が予約なしで医療従事者にアクセスできる「ファーストアクセスの場」であり、そこでの相談対応は地域医療連携の入り口となる。

薬剤師には、一般用医薬品および要指導医薬品（OTC医薬品）の販売に際して、単に希望された薬を提供するのではなく、患者の症状や背景を専門的視点からアセスメントする能力が求められる。不適切な長期連用や誤った自己判断での使用による健康被害リスクを回避し、必要に応じて使用を中止させて医療機関への受診を促す「受診勧奨（トリアージ・ゲートキーパー機能）」は、重篤な疾患の早期発見や重症化予防に直結する重要な医療連携アクションである。

NPhAが2025年10月に公表した「セルフメディケーションに係る相談対応や受診勧奨事例報告」では、直近1ヵ月でセルフメディケーションに係る相談対応・介入の実績があった薬剤師は50.9%にのぼった。後述する数多くの好事例が示すように、患者に寄り添う姿勢と、専門的な知識・技術を用いて重篤な疾患を見逃さないゲートキーパーとしての機能は、現場の薬剤

師に確実かつ着実に根付いていると言える。

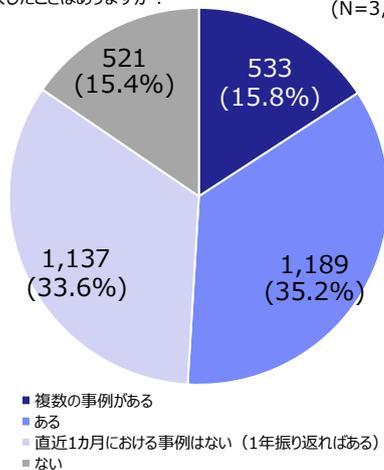
一方で、裏を返せば「約半数の薬局では直近1ヶ月での相談実績がなかった」ということでもある。これは、地域の健康相談窓口としての薬局・薬剤師の職能発揮が、社会や地域住民にまだ十分に認知されていないという大きな課題が浮き彫りになった結果と捉えることができる。

この認知の壁を打破し、潜在的な患者を適切な医療へと繋げるためには、単に薬局内で相談を待つだけでなく、「健康相談会・測定会」等のイベントを通じた能動的な啓発活動が効果的であると考える。

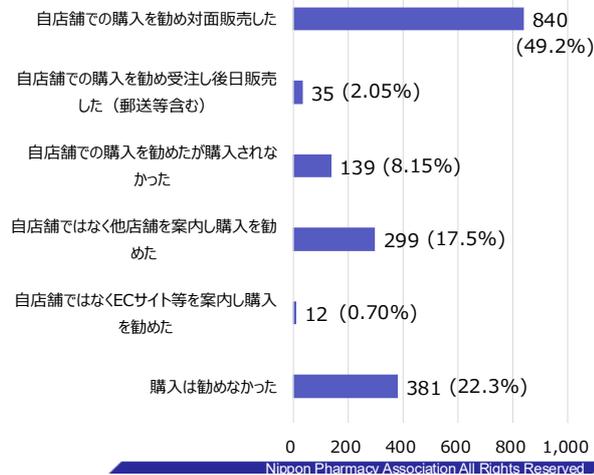
セルフメディケーションに係る相談対応・介入

直近1カ月において、セルフメディケーションに係る相談対応および介入の実績があったのは、1,722回答（50.9% 薬剤師）であった。対応の際の一般用医薬品等の販売については、「自店舗での購入を勧め対面販売した」のが49.2%、一方で、「自店舗ではなく他店舗を案内し購入を勧めた」17.5%、「購入は勧めなかった」22.3%と、回答が分かれた。

問. 直近1カ月を振り返り、患者や地域住民から健康相談や、軽度な不調時のセルフメディケーションに係る相談を受けた、もしくは、能動的に介入したことはありますか？
(N=3,380薬剤師)



問. 「ある」を選択された方は、相談対応の際に一般用医薬品及び要指導医薬品を販売しましたか？当てはまるものを選択ください。事例が複数ある場合はもっとも印象に残っている事例について教えてください。
(N=1,706薬剤師)



セルフメディケーションに係る相談対応・介入事例

問. セルフメディケーションに係る相談内容に対して、販売有無に関わらず、介入ができたと思う印象に残っている相談対応をご紹介します。

(N=590人の薬剤師より、730事例報告)

分類	事例数	主な内容
1 症状と個性に応じた最適なセルフケア提案	195件	患者一人ひとりの症状、年齢や生活背景（妊娠・授乳、職業など）、具体的な要望を深く聞き取り、専門知識を基にOTC医薬品の選定や使用方法の指導、あるいは薬に頼らない対処法まで含めた最適なセルフケアを提案した事例。
2 薬学的知見に基づくプロアクティブなリスク回避と適正使用の推進	221件	お薬手帳や薬歴、丁寧な問診を通じて、服用中の医薬品との相互作用、成分重複、基礎疾患（腎機能低下、緑内障など）による禁忌といったリスクを未然に回避した事例。これには、購入の必要がないと判断し販売しなかった介入や、誤った使用法の是正指導も含まれる。
3 セルフメディケーションの限界を見極めた的確な受診勧奨	128件	症状が重い、長期間改善しない、あるいは背景に重篤な疾患が潜んでいる可能性を薬学的に判断した場合に、OTC医薬品の販売を行わず、適切な医療機関への受診を強く勧めた事例。薬剤師の介入が、疾患の早期発見や重症化防止に直接繋がったケースが多数含まれる。
4 地域における健康サポート拠点としての多角的・連携的介入	102件	薬の相談に留まらず、食事・生活習慣指導、健康食品・サプリメントに関する専門的助言、医師への情報提供（トレーシングレポート）、在庫がない場合の他薬局の紹介、他職種との連携など、患者の健康を包括的にサポートした事例。
5 患者との信頼関係に基づく心理的サポートと受診への橋渡し	84件	「医師には聞きにくい」「こんなこと相談していいの？」といった患者の心理的な障壁を取り除き、安心して相談できる関係性を構築した事例。デリケートな悩みへの対応や、販売に繋がらなくても患者の不安解消を優先するなど、身近な医療人としての役割を果たしている。

▶▶ 症状と個別性に応じた最適なセルフケア提案の事例

- **授乳婦の風邪に漢方薬を提案**：授乳中のお母様が風邪薬の購入に来局。授乳への影響が少ないだけでなく、母乳の出を良くする効果も期待できる漢方薬「葛根湯」を提案し、母子の健康に配慮した選択肢を示した。
- **年齢に応じた解熱鎮痛剤の選択**：15歳未満の学生が生理痛でロキソニン®を希望。小児への適応がないことを説明し、安全に使用できるアセトアミノフェン製剤を提案した。
- **高齢者の腎機能低下を考慮した鎮痛剤の提案**：足の痛みを訴える高齢女性がロキソニン®錠を希望。年齢から腎機能低下のリスクを考慮し丁寧に聞き取ると、医師から「腎臓に良くないから」とカロナール®錠を処方されていたことが判明。腎臓への負担が少ないアセトアミノフェン製剤を提案し、安全性を確保した。
- **口内炎へのアプローチを提案**：繰り返す口内炎の相談に対し、一般的な貼り薬や塗り薬だけでなく、漢方薬（半夏瀉心湯）を口に含んでから飲む「口含法」という専門的な使用方法を紹介し、治療の選択肢を広げた。
- **咳のメカニズムを説明し最適な咳止めを提案**：乾いた咳か痰が絡む咳かなど、咳の種類やメカニズムを分かりやすく説明した上で、鎮咳成分や去痰成分など、症状に合った最適な有効成分を含む OTC 医薬品を選定した。
- **医薬品不足を OTC でカバー**：ドライアイ治療で処方されていたヒアルロン酸点眼液が出荷調整で不足した患者に対し、次回の受診まで症状を悪化させないように、代替品として市販の人工涙液（ソフトサンティア®など）を提案し、治療の継続を支援した。
- **抗がん剤副作用のセルフケア支援**：抗がん剤の副作用による角膜障害の予防として、副作用が出ていない段階から、防腐剤フリーの点眼液（ソフトサンティア®など）で洗い流す（ウォッシュアウト）という予防的セルフケアを提案し、QOL 維持に貢献した。
- **こむら返りに漢方薬と栄養指導**：こむら返りの相談に対し、症状が出た時に飲む漢方薬（芍薬甘草湯）を提案すると同時に、根本的な改善を目指し、食事によるミネラル補給などの栄養指導も併せて行った。

▶▶ 薬学的知見に基づくプロアクティブなリスク回避と適正使用推進の事例

- **重大疾患の発見に貢献**：胃薬のタケキャブ® (PPI) を処方されている患者がガスター10® (H2 ブロッカー) の購入を希望。薬理作用が重複し効果の上乗せが期待できないことを説明し、販売せず消化器内科への受診を勧奨。結果、十二指腸の腫瘍が発見され早期治療に繋がった。
- **処方薬で対応可能と判断**：胃の不調を訴える患者様が市販の胃薬を希望されたが、薬歴を確認したところ、既に処方薬の中に同効薬が含まれていた。新たに購入する必要がないことを説明し、まずは処方薬を正しく服用し、改善がなければかかりつけ医に相談するよう指導した。
- **急性腎障害のリスクを評価し受診勧奨**：腎機能低下のある患者が鎮痛薬 (NSAIDs) の購入を希望。薬歴から降圧薬 (RAS 阻害薬) と利尿薬も併用していることを確認。これら 3 剤の併用は急性腎障害 (トリプルワーマー) を引き起こすリスクが非常に高いと判断し、OTC 医薬品の販売はせず、緊急性の高い状態である可能性を伝え、かかりつけ医への受診を強く勧奨した。

- **前立腺肥大症患者への禁忌薬の販売を回避**：PL 配合顆粒®の購入を希望された患者から、問診で前立腺肥大症の既往があることを聞き取り。PL 配合顆粒®に含まれる抗ヒスタミン成分が症状を悪化させる（尿閉）リスクがあるため、影響のない別の風邪薬を提案した。
- **緑内障患者の不適切な点眼薬使用を是正**：緑内障治療中の患者が、眼精疲労のために市販の点眼薬を使用していた。成分を確認したところ、禁忌である抗コリン作用のある成分が含まれていたため、直ちに中止を指示。さらに眼科主治医に照会し、閉塞隅角緑内障であることを確認。病態連絡票を作成し、今後のリスク回避に繋げた。

▶▶ セルフメディケーションの限界を見極めた的確な受診勧奨の事例

- 胸の痛みを訴え、市販の強心剤を希望された患者に対し、心筋梗塞などの重篤な心疾患の可能性を考慮。薬の販売はせず、直ちに循環器内科や救急外来を受診するよう指導。
- 手先のしびれ改善目的でビタミン剤を希望されたが、症状を詳しく聞くと「お箸も握れないほど」と重度であったため、脳梗塞などの可能性を考え、ビタミン剤の販売はせず、直ちに神経内科などを受診するよう指導した。
- 顔周りのひどい湿疹を口唇ヘルペスと思い込み、抗ヘルペス薬を買いに来た方。ヘルペスの既往歴がなく症状が広範囲に及んでいたため、帯状疱疹などを疑い、販売せずに直ちに皮膚科を受診するよう指導した。
- 関節リウマチでメトトレキサート®を服用中の方が口内炎のパッチを希望。メトトレキサート®の重篤な副作用（骨髄抑制など）の初期症状として口内炎が現れることがあるため、安易に市販薬で対処せず、すぐに処方医に相談するよう指導した。
- 胃薬を繰り返し購入される患者に対し、単に対症療法を続けるのではなく、胃潰瘍や逆流性食道炎、あるいは悪性腫瘍の可能性も考えられるため、一度胃カメラなどの検査を受けて原因を特定する必要性を説明。その後の受診で治療が必要な疾患が見つかった。
- 転倒して手首を痛め、シップを希望された患者。患部の腫れがひどいことから骨折の可能性を疑い、シップを販売する前に整形外科を受診するよう勧奨したところ、骨折と判明。
- かゆみを抑える塗り薬の相談を受けたが、患部を確認すると腫れや発疹がひどく、蜂窩織炎などの細菌感染症を疑った。OTC 医薬品での対応は困難と判断し皮膚科受診を勧奨した結果、診断され、適切な治療に繋がった。
- 足のかゆみで来局し、自宅のステロイド外用薬を使っても効かないと相談。過去に水虫の診断歴があることから、原因が真菌の場合はステロイドで症状が悪化するリスクを伝え、自己判断での使用を中止し、皮膚科を受診するよう指導した。
- ドライアイ用の目薬を希望された患者のお薬手帳から、過去に緑内障治療をしていたが自己判断で中断していることを把握。緑内障は自覚症状がないまま進行し失明に至る危険な病気であることを丁寧に説明し、点眼薬の販売はせず、眼科への再受診を強く指導した。

▶▶ 地域における健康サポート拠点としての多角的・連携的介入事例

- **医師へのトレーシングレポートで処方提案**：がん化学療法中の患者の電話フォローアップで副

作用の便秘を聴取。市販薬で一時的に対応しつつ、医師にトレーシングレポートを作成して副作用の状況を共有し、適切な便秘薬の処方提案、採用された。

- **他薬局を紹介**：相談された症状に最適な OTC 医薬品が自局に在庫されていなかったため、近隣でその医薬品を取り扱っているドラッグストアや薬局を具体的に案内し、患者が速やかに適切なケアを受けられるよう支援した。
- **高齢者施設の褥瘡ケアを地域連携でサポート**：褥瘡（床ずれ）やおむつかぶれのケアについて家族から相談を受け、入院待ちの状況を考慮し、自宅でできるワセリンでの保護やオリーブ油での清拭方法を具体的に指導。自局に在庫がない製品は近隣のドラッグストアを案内し、在宅ケアを支えた。
- **腎臓病患者への具体的な食事指導**：カリウム制限のある腎臓病の患者様から「野菜や果物が食べられなくてつらい」との相談を受け、摂取量を減らすだけでなく、野菜を水にさらしたり細かく切って茹でたりする調理の工夫を具体的に指導。薬物治療を食事面からサポートした。
- **市民向け講演会での情報提供**：薬の正しい管理方法や飲み方、セルフメディケーションの重要性について市民向けの講演会や健康相談会を実施し、薬剤師の専門性を活かして健康リテラシー向上に貢献した。
- **他業種との連携**：ドラッグストアでお買い物中の患者から服用中の薬との飲み合わせについて登録販売者が相談を応需。登録販売者では判断できないと薬局薬剤師に電話相談があり、商品名を聞き取り、併用可能な OTC 医薬品を提案し、他店の販売をサポートした。

▶▶ 薬局における代表的な健康啓発イベント

全国的な記念日や週間に合わせた活動は、行政や医師会・学会等とも足並みを揃えやすく、地域住民への強いメッセージとなる。

- **薬と健康の週間（10月17日～23日）**：薬の適正使用、残薬整理、ポリファーマシー相談、お薬手帳の活用啓発、セルフメディケーション相談、薬剤師体験イベント。
- **糖尿病啓発（11月14日「世界糖尿病デー」）**：血糖・HbA1c測定、食事・運動・服薬継続・合併症予防の相談会、フットケア啓発、受診中断防止の声かけ。
- **緑内障の啓発（3月「世界緑内障週間」）**：見え方の変化に関する相談、点眼薬の適正資料、眼科受診中断の防止。自覚症状が乏しく進行する点を住民向けに伝える啓発活動。
- **禁煙・受動喫煙防止の啓発（5月31日「世界禁煙デー」）**：禁煙相談、ニコチン依存への理解促進、禁煙外来受診勧奨、COPDや循環器疾患リスクの啓発。
- **循環器疾患の啓発（8月10日「健康ハートの日」等）**：血圧測定会、家庭血圧の記録支援、減塩・禁煙・運動の相談、心房細動や脳卒中リスクの注意喚起、AEDや救急対応の周知。
- **認知症の早期発見・理解促進（9月「認知症月間」）**：もの忘れ相談、家族からの相談受付、受診勧奨、服薬管理支援、飲み忘れ対策、地域包括支援センターへのつなぎ、認知症サポーター養成講座との連携。受診勧奨や生活支援につなぐ役割を担うことが重要。
- **フレイル・介護予防**：栄養・運動・口腔・服薬を一体で扱う「フレイルチェック会」の実施。

薬局・薬剤師が地域住民に対し、質の高い薬学的ケアを提供できる体制を今後も維持・強化していくためには、単に薬局内で相談を待つ姿勢からの脱却が必要である。薬局が「ファーストアクセスの場」であり、薬剤師が「疾患を見逃さないゲートキーパー」として重要な機能を果たしている実態を、地域住民に向けて積極的にアピールし、認知度を継続的に引き上げていく啓発活動が不可欠となる。各薬局においては、日々の OTC 医薬品販売や健康相談を「地域医療連携の第一歩」と位置づけ、近隣の医療機関の専門性等も把握した上で迅速かつ確な受診勧奨を行える体制を構築するとともに、地域社会へ向けた自局の職能の可視化を力強く推進していくことが求められる。

2 - 7 緊急避妊薬に係る対応と医療連携

緊急避妊薬は、性交後 72 時間以内に服用することで妊娠を阻止する薬剤であり、「強い時間制約があること」「単なる物販で終わらず、服用後のフォローと医療連携までを一体で担うこと」が実務の本質である。薬剤師には、迅速なアクセス提供とともに、適正な情報提供と必要に応じた産婦人科医等への橋渡しを切れ目なく行う役割が求められる。

2 - 7 - 1 提供ルート別の対応と留意点

緊急避妊薬には、医師の診療に基づく「処方箋医薬品」と、薬局で購入可能な「要指導医薬品」の 2 つのルートがあるが、いずれにおいても薬剤師の面前での服用（面前服用）と、服用後のフォローアップが重要視されている。

- ・ **処方箋に基づく調剤**：処方箋応需の際は、遅延そのものが有効性の低下に直結するため、一般の処方箋よりも優先度高く迅速に対応する。特にオンライン診療に伴う調剤では、研修修了薬剤師による対応や面前服用が制度上の要件となっており、薬局には即時対応可能な体制構築が求められる。
- ・ **要指導医薬品としての販売（2026 年 2 月開始）**：要指導医薬品としての販売は、厚生労働省の通知に基づき、研修修了薬剤師の配置、プライバシーへの配慮、近隣の産婦人科医等との連携体制を整備し、公表リストに掲載された薬局において実施される。販売時には、アセスメントに基づき受診勧奨や社会的支援の必要性を判断し、面前服用を確認した上で、服用 3 週間後の妊娠有無の確認（再受診または妊娠検査薬の使用）まで入念に指導・フォローを行うことが必須である。

2 - 7 - 2 産婦人科医および関係機関との連携

緊急避妊薬の対応は薬局内で完結するものではなく、以下のような場面では速やかに産婦人科医等への受診を繋ぐ「医療連携」が不可欠である。

▶▶ 産婦人科医等との連携・受診勧奨を要する典型的な場面

- ・ 妊娠の可能性の評価が困難な場合、または既往歴・併用薬等で判断に迷う場合

- 性暴力被害が疑われる場合（ワンストップ支援センター等への接続も含む）
- 短期間での反復使用がみられる場合（継続的な避妊法への移行検討が必要）
- 服用後3週間時点で月経が確認できない、あるいは月経異常や不正出血がある場合

実効性のある連携のためには、単に紹介先の名簿を所持するだけでなく、地域の産婦人科医等と販売状況や困難事例の対応策について定期的に意見交換を行い、「顔の見える関係」を事前に構築しておくことが望ましい。

また、性犯罪被害が疑われるケースにおいては、医療連携を産婦人科への紹介に限定せず、需要者の同意を得た上で、医療・福祉・司法支援の窓口となる「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」等へ接続することも、地域医療連携の重要な一部である。薬局は、これら社会的支援へのアクセスポイントとしての機能も期待されている。

3. 地域医療連携を充実させるために

3 - 1 地域連携部門の活用法

地域の保険医療機関と連携を構築しようとする保険薬局は、薬剤部門の他に地域連携部門が重要な窓口となる。地域連携部門は地域の保険医療機関同士の調整を行う部門のため、多くの重要な情報を把握している。例えば、地域のかかりつけ医の特徴や専門性などの詳細情報など、薬剤情報提供や処方提案する際に有益な情報を入手することもできる。薬剤関連情報のみならず、患者の生活に関する情報などを総合的に知るために、地域連携部門内の医療ソーシャルワーカー（MSW）などに相談することも有用である。保険医療機関側が研究会などのイベントを開催する際は、地域連携部門から医師会や薬剤師会などへ発信されることが多く、そのような情報を入手して積極的に参加し、顔の見える関係づくりに役立てる。

3 - 2 地域薬局間の連携

在宅医療の場面では、特に薬局間の医療用麻薬の融通、無菌調剤施設の共同利用や無菌調剤対応可能な薬局への紹介、在宅基幹薬局と在宅協力薬局の連携などの地域薬局間の連携が重要になってくる。そのためには、地域の薬局間で互いの機能を把握できる仕組みが求められ、その情報は保険医療機関の地域連携部門にとって、入退院支援をスムーズに進めるための貴重な情報となる。

また、2022年4月には、リフィル処方箋が導入され、リフィル処方箋の2回目以降の調剤は、1回目と同じ薬局を利用することが望ましいとされているものの、実態としては、2回目以降を別の薬局に持参されるケースもあることから、リフィル処方箋の普及とともに薬局間連携の一層の推進が必要となる。

4. 教育・研修体制

4 - 1 教育・研修の必要性について

高齢化率や医療ニーズ、また医療、介護サービスの提供体制などは地域によって大きく異なる。その中で地域医療連携の定着を図っていくためには、医療関係者のみならず、介護・福祉、行政、地域住民なども交えて、地域の共通の課題を共有し、その課題解決へ向けた体制を構築していくことが重要である。当然ながら、立場の異なる医療や介護、福祉、行政、地域住民との相互理解や情報共有の在り方は多種多様であるため、その場面に応じた教育・研修体制が求められる。

4 - 2 教育・研修について

4 - 2 - 1 地域包括ケアシステムに係る研修

薬局薬剤師が医療介護の相談窓口として、地域包括ケアシステムの一翼を担うためには、薬局が所在する地域の多職種や関係機関などの社会資源の把握や地域の住民課題などを把握した上で、適切に関係機関につなぐ役割が求められる。その教育・研修のひとつに健康サポート薬局研修が挙げられる。

4 - 2 - 2 地域ケア会議

地域ケア会議は地域包括支援センターなどが主催し、その目的は医療、介護、福祉、行政、地域住民などが集い、高齢者などの個別困難事例などの解決を図りながら、地域の共通課題の把握と地域連携ネットワークを構築することである。多職種は連携を図っていく中で互いの業務の現状、専門性や役割などを知り、そこから共通の課題を抽出し、解決のプロセスを共有しながら、そのための手法や技量を会得する。具体的には、地域の保険薬局、保険医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、行政などの関係者が参画し、グループワークを主体として個別困難事例について議論する。

地域ケア会議は、医療従事者の参加が少ないことが課題であり、薬剤師の積極的な参加が求められる。また、地域が抱える課題の多くは、薬が大量に余る、薬を飲みすぎる、処方薬が多く管理できない、服薬拒否といった薬に関連するものであり、薬局薬剤師の介入が期待されている。特に地域ケア会議は、多職種との人脈を広げるための貴重な機会となる。その参加は、薬剤師会などを通じて依頼があるケースの他、連携するケアマネジャーなどから直接声がかかるケースもあることから、日頃の多職種の連携が重要な鍵となる。

▶▶▶ 地域ケア会議への参加事例

- 地域薬剤師会からの案内で参加。普段処方箋を応需しているクリニックの医師、近隣の訪問看護ステーションの看護師やケアマネジャーも多く参加しており、顔の見える関係を構築し、ス

ムーズな連携体制構築のため参加。

- 数年前よりさいたま市全域で「地域個別支援会議」が発足し毎月1、2回、多職種の事例検討会を開催。発足時より区のリーダーとして会議に参加しており、地域包括支援センター内での困りごとの事例を毎回2、3事例、多職種で共有し意見交換をしている。
- 地域包括支援センターより在宅対応の依頼を受けたことや、共同で健康相談会を開催したことをきっかけに地域ケア会議に参加するようになった。
- 担当する在宅患者の免許更新ができずその後の生活支援等の準備が必要となったことから、地域包括支援センターとケアマネジャーと連携を取り、地域ケア会議に参加することになった。

4-2-3 看護・介護スタッフへの教育研修

適切な薬物療法は、適正処方と適正使用の両輪によって達成される。服薬介助には患者家族の他に看護・介護スタッフも関わるが、その適正使用に関する教育が十分に行き届いていないことが課題となっている。薬局薬剤師が看護・介護スタッフの教育研修に積極的に関わっていくことで、薬物療法の質向上のみならず多職種との関係性も構築される。また、薬局薬剤師の役割が多職種に理解されていないことも多いことから、その役割について積極的に発信していくことも重要である。また、地域包括ケアシステムの一員として薬剤師も介護に関する知識を学ぶ必要があり、その機会として看護・介護スタッフとの積極的な関わりは重要な機会となる。

4-2-4 保険薬局と保険医療機関間の連携に関する教育研修

連携体制の現状把握や課題抽出、その対応策について検討することを目的に薬局薬剤師、医療機関薬剤師が中心となって実施する。例えば、医師の処方意図を理解した上で薬物療法上の問題点を共有し、医師に伝わり易いトレーシングレポートの運用や記載のポイントなどについて、地域の医療従事者が顔を合わせて協議することはとても有効である。また、ハイリスク薬や吸入指導など適切な管理が必要なケースでは、共通のチェックシートやモニタリングシートを活用した取組みも効果的である。化学療法レジメンに関する合同勉強会など、専門知識習得の研修なども積極的に開催する。

それらの教育研修は、多職種を交えて医療の全体像を理解した上で実施されることが全体の俯瞰となり、より質の高いものになる。それらの取組みは、特定の保険薬局・保険医療機関にとどまらず地域に展開され、地域全体で薬物療法の質の向上に向けて進めていくことが重要である。

▶▶▶ 専門知識習得のための研修会の事例

- 地域の在宅医療スキル向上を目指し、基幹病院と連携し地域の医療従事者向けにPCAポンプ研修会を開催。
- オンコロジー病診薬連携研究会に世話人として所属し、薬剤師会と連携しながら、地域の薬局薬剤師の底上げを図る活動、主に定期的な勉強会を実施している。

- 地域薬剤師会が主催する地域薬剤師向けの研修会にて、専門医療機関連携薬局という立場で、外来がん化学療法に係る医療機関との連携について講演した。

4 - 2 - 5 在宅緩和ケアの普及に向けて

地域で在宅緩和ケアを普及させるためには、麻薬持続皮下注射や在宅中心静脈栄養法の教育・普及が重要とされている。薬局薬剤師は医薬品のみならず、それに付随する医療機器や医療衛生材料の知識や無菌調剤手技などの習得が求められ、その教育研修を保険医療機関と連携しながら進めていくことがより効果的である。また、薬剤師が主体的かつ能動的に医療用麻薬の適正使用などの普及・教育に関わっていくことが地域の在宅緩和ケアの普及に大きく寄与するとされている。

4 - 2 - 6 未来を担う薬剤師の育成

地域医療連携を地域に根付かせていくためには、未来を担う薬剤師の育成も並行して進める必要がある。例えば、地域の保険薬局、病院で実務実習する薬学生在が薬局・病院双方の立場から議論できる交流の機会を地域で設けることで、薬局薬剤師と病院薬剤師双方の機能補完の在り方やその方策について薬学教育の中で学ぶことができる。

5. 医療 DX (Digital Transformation)

5 - 1 医療 DX の推進

医療 DX とは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることと定義される。

世界に先駆けて少子高齢化が進む我が国において、国民の健康増進や切れ目のない質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、保健・医療情報（介護含む）の利活用を積極的に推進していくことは非常に重要である。また、新型コロナウイルス感染症流行への対応を踏まえ認識された課題として、平時からのデータ収集の迅速化や収集範囲の拡充、医療のデジタル化による業務効率化やデータ共有を通じた医療の「見える化」の推進等により、次の感染症危機において迅速に対応可能な体制を構築できることとしておくことが急務となる。

このような医療 DX 推進によって、地域医療連携のあり方もより良い方向へと進化していくことが重要であり、また、クラウド技術等の活用によりサイバーセキュリティ対策を強化しつつ、閉域のネットワークの見直しなどにより、コスト縮減の観点も踏まえながら、モダンシステムへの刷新を図っていくことも必要である。

2024 年 12 月の健康保険証の新規発行停止、および 2025 年 12 月のマイナ保険証受付の原則化を経て、医療 DX は「基盤整備」の段階から、得られた情報を「薬物治療の質向上や安全性確保に具体的に活用する」フェーズへと完全に移行した。NPhA が 2025 年 6 月に公表した「保険薬局における医療 DX 活用と業務貢献等の実態調査」によれば、マイナ保険証や電子処方箋を通じて薬剤情報や重複・併用禁忌チェック結果を「毎回確認」している薬剤師ほど、薬物治療の適正化に対する貢献度を高く実感しているという実態が示されている。薬剤師には、医療 DX を通じて提供される「網羅的かつ正確な情報」を基に、お薬手帳には記録のない院内処方薬や他院での臨時薬までを含めた一元的な薬学的管理を行い、地域医療における薬物治療の安全性と有効性を担保する、より高いレベルの職能発揮が求められている。

5 - 2 オンライン資格確認とマイナ保険証の活用

2021 年 10 月よりオンライン資格確認の本格運用が開始され、オンライン資格確認等システムの導入によって、患者の直近の資格情報（加入している医療保険や自己負担限度額、負担割合等）が即時に確認できるようになった。これにより、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求の防止や、レセプト返戻の減少、それに伴う事務コスト削減など、運用面のメリットが定着している。

また、マイナ保険証を用いた本人確認と同意取得に基づいて、薬剤情報や特定健診情報に加え、手術や入院履歴、透析の実施状況といった診療情報を閲覧できるようになり、医療の質向上に大き

く寄与している。さらに、保険薬局と保険医療機関、患者自身がプラットフォームを介して同一の正確な情報を共有できる点は、地域医療連携における「情報の非対称性」を解消し、切れ目のない薬学的支援を実現する上で非常に有用である。

2024年12月2日の健康保険証の新規発行停止、および2025年12月2日の「マイナ保険証受付の原則化」を受け、薬局現場での利活用は最優先の業務アクションとなった。受付時には単なる持参の確認ではなく、「マイナ受付と情報閲覧の同意をいただければ、他院での処方との重複をシステムでチェックし、事故を防ぐことができます」といった安全訴求型のアプローチを実施し、患者の理解と積極的な同意を得ることが重要である。

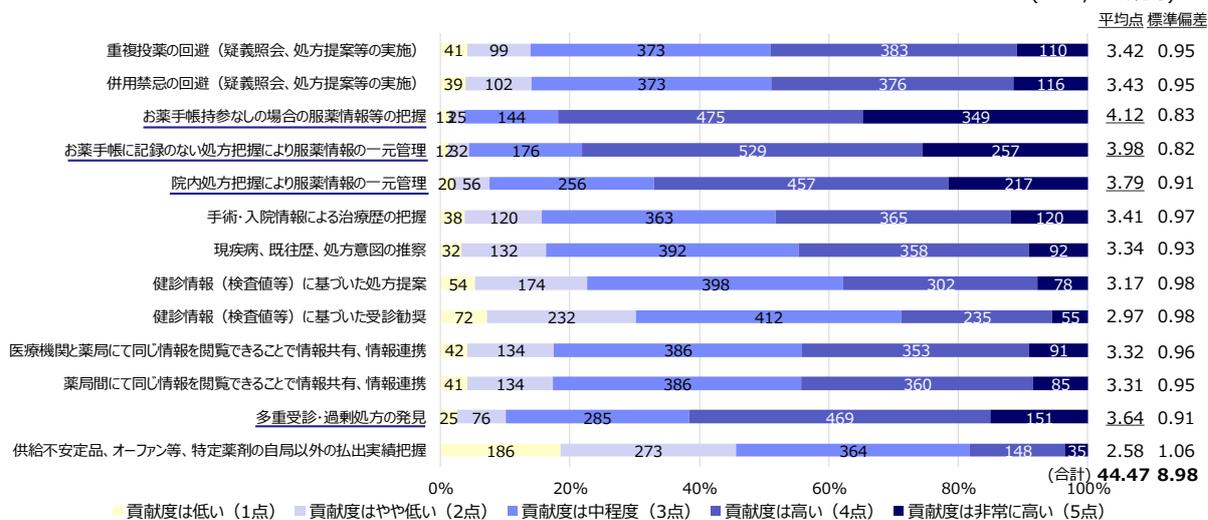
同調査（2025年6月）では、薬剤師業務への貢献が示され、特に、「服薬情報の把握」に係る業務への貢献度が高かった。マイナ保険証利活用により、薬剤師に「網羅的かつ正確な情報」が提供されることで、これまで断片的であった情報が、患者の治療全体という面で捉えることを可能にした。これにより、薬剤師は地域医療における薬物療法の安全性と有効性を担保する役割を、より高いレベルで発揮できるようになっている。

薬剤師業務への貢献

薬剤師業務13項目のうち、すべての項目において貢献度3点（中程度）以上の回答割合が50%以上、さらに、11項目で平均点が3点以上であった。特に、「服薬情報の把握」に係る業務への貢献度が高かった。

問、マイナ保険証受付及び患者同意に基づき閲覧できる情報の薬剤師業務への貢献について、その度合をお伺いします。直近1カ月を振り返り、回答者が把握されている状況に基づいてご回答ください。（満65点）

(N=1,006薬局)



Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

5 - 3 医療 DX 活用による薬物治療適正化アクションと好事例

前項の調査データが示す高い業務貢献や、次項以降で紹介する数々の好事例（プレアポイド等）を生み出すためには、単にシステムを導入・参照するだけでなく、現場の薬剤師が医療 DX を能動的に活用する「実践アクション」が必要不可欠である。受付時における患者への安全訴求型の声かけに始まり、システムのアラートを根拠とした毅然としたヒアリング、正確な情報の一元管理（薬歴登録）、そして処方医への的確な疑義照会やフィードバックに至るまで、薬局現場で取り組むべき

具体的なアクション指針を以下に示す。医療 DX がもたらす「網羅的かつ正確な情報」を最大限に引き出し、地域住民の薬物治療の質と安全性を向上させるため、日々の基本業務として各薬局で徹底されたい。

医療DX活用による薬物治療の質向上に向けたアクション

引き続きマイナ保険証利用の推進をお願いします

- 患者への声かけと、チラシ配布等による啓発活動を継続すること
- 薬剤師が把握できる情報が増え、薬物治療の質及び安全性向上につながることを説明に努めること
- 紙の処方箋応需の場合を含めて、調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスへ登録すること
- 調剤情報が充実するほど、地域医療全体の薬物治療の質及び安全性向上につながることを認識すること
- より効果的、効率的に情報が活用されるよう最適な業務フローを追求すること

01

情報を確認し服薬情報等の一元管理をお願いします

- 閲覧情報（手術・診療、薬剤、健診）、重複・併用禁忌チェック結果の確認を基本業務とすること
- 直近の調剤結果登録情報の確認を基本業務とすること
- 薬歴やお薬手帳の情報と突合し、治療歴や服薬情報等の一元管理の精度を高めること

02

情報を活用した指導をお願いします

- 重複・併用禁忌チェック結果を薬物治療の安全性向上のために活用すること
- 服薬情報等の一元管理の精度を高め、服薬指導の質向上のために活用すること
- 情報を活用し、ポリファーマシー介入、処方提案、受診勧奨など、薬剤師職能発揮により一層努めること
- 多重受診・過剰処方を発見した際は、処方医等の関係者と連携し適切に対応し、適正化に努めること
- 情報活用による好事例やブレイク事例を記録し、スタッフ間、薬局間で共有すること

03

▶ 過去調査に基づき、医療DX活用による薬物治療の質向上に向けたアクションをまとめた 過去調査：<https://secure.nippon-pa.org/activity/eng.html>

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

医療DX活用による薬物治療適正化アクション 1～4

01 マイナ保険証利用の推進

声かけ・説明の変更

Scene 1. 受付

アクション 1：安全訴求型アプローチに変更しましょう！

「マイナバーカードはお持ちですか？」から、声かけを変更。

- ▶ 「マイナ保険証受付と情報閲覧の同意をいただければ、他院・他薬局でもらったお薬との重複をシステムでチェックし、事故を防ぐことができます」
- ▶ 「マイナ保険証受付は、単なる保険の確認だけでなく、安全で効果的な治療につながる大切な仕組みです」

Scene 2. アラート検知

アクション 2：アラートきっかけのヒアリング

- ▶ 「システム上で、“成分が重なっている可能性がある”と警告が出ました。安全のため確認させてください。今、〇〇というお薬を飲んでいませんか？」
- ▶ 「（口頭同意機能あり）安全のためにシステム上で他院でもらっているお薬の情報を確認させてください。」
- ▶ 患者へのお声かけからお薬手帳の確認や、具体的な服用状況の聞き取りを実施

アクション 3：アラートを根拠とした「マイナ保険証受付・同意」の再案内

- ▶ 「今回のように警告が出た際、マイナ保険証受付であれば、より素早く安全な判断ができます。次回からはぜひご協力をお願いします」と、マイナ保険証利用のメリットを再案内

02 服薬情報等の一元管理

情報確認と薬歴登録

アクション 4：医療DXにより得られた情報の薬歴登録を徹底しましょう！

- ▶ 閲覧情報（手術・診療、薬剤、健診）、重複・併用禁忌チェック結果の確認を基本業務とすること
- ▶ 直近の調剤結果登録情報の確認を基本業務とすること
- ▶ 薬歴やお薬手帳の情報と突合し、治療歴や服薬情報等の一元管理の精度を高めること

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

医療DX活用による薬物治療適正化アクション5～7

03 情報活用



Scene 3. 処方医との連携

アクション5：法的根拠に基づいた職責があります。毅然と疑義照会に対応をしましょう！

- » 「疑わしい点は確かめる義務」があることを再認識し、疑義照会を実施
- » 患者・処方医への伝達例：「システム上で他院からの処方との重複が検知され、患者様の安全のため、先生の耳に入れておくべきと判断しました」

- ✓ 薬剤師法第23条
 (第一項) 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
 (第二項) 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
- ✓ 薬剤師法第24条
 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤してはならない。

アクション6：調剤結果登録への「次につながる」記録

- » 電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録時、「残薬調整あり」（〇〇処方分と）重複のため削除等、疑義照会内容を記録。これにより、次にその患者が別の医療機関や薬局にかかった際、「残薬整理」や「重複削除」の実践が共有され、多重受診・過剰処方の抑制となります。

Scene 4. 組織的なプレアボイド共有

アクション7：好事例・プレアボイドを共有、蓄積しましょう！

- » 情報活用によって過剰投与を防いだ等の事例は、個人の経験に留めず、スタッフ・薬局・組織間で共有し、「医療DX活用により患者のためにこここでできた！防げた！」といった、薬物治療適正化に係る成功体験を組織全体に共有、蓄積
- » 日本医療機能評価機構 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 (<https://www.yakkyoku-hiyari-jcqh.or.jp/>) への事例報告

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

医療DX活用による好事例

マイナ保険証利活用により、薬剤師に「網羅的かつ正確な情報」が提供されることで、これまで断片的であった情報が、患者の治療全体という面で捉えることを可能にした。これにより、薬剤師は地域医療における薬物療法の安全性と有効性を担保する役割を、より高いレベルで発揮できるようになっている。

(N=1,118人の薬剤師より、1,582事例報告)

分類	事例数	主な内容
1 重複投与・相互作用防止	651件	薬物治療の安全性確保における最も基本的なリスク回避事例。お薬手帳の情報（未持参・記載漏れ・院内処方）だけでは把握できなかった他院処方箋との間で、薬効が同じ薬剤の「重複投与」や、飲み合わせが悪い「相互作用」（併用禁忌・注意を含む）を発見し、疑義照会を通じて未然に防いだケース。
2 ポリファーマシー介入	102件	多剤併用状態にある患者に対し、より包括的かつ積極的な薬剤師の介入を示す事例。単なる2剤間の重複発見に留まらず、マイナ保険証で得た複数の医療機関にまたがる処方全体の情報をもとに、副作用リスクの評価や不要な薬剤の特定を行い、処方医へ総合的な減薬提案や処方整理を行ったケース。
3 多重受診・過剰処方への対応	115件	患者の不適切な受診行動や、それによる過剰な薬剤処方の実態を明らかにした事例。特に向精神薬、睡眠薬、鎮痛薬、日数制限のある薬剤について、複数の医療機関を意図的に受診（ハシゴ受診）したり、お薬手帳を使い分けたりする「多重受診」を発見し、処方医と連携して適正な処方管理へと繋げたケース。
4 疾患禁忌の回避	121件	薬剤と患者の「病態」との関連性を評価しリスクを回避した事例。マイナ保険証で得られた情報から推奨される病名、治療歴（例：喘息、緑内障、腎機能低下、潰瘍性大腸炎、前立腺肥大症）を根拠として、その疾患を持つ患者への投与が禁忌、または慎重な判断を要する薬剤の処方、疑義照会により未然に防いだケース。
5 検査値・健診情報の活用による処方適正化	103件	客観的データに基づき、より個別化された薬学的管理を実践した事例。特定健診などの情報から腎機能（eGFR）や肝機能等の検査値を確認し、薬剤の過量投与の発見や、添付文書に基づいた適切な用量調整の提案を行ったケース。
6 薬剤情報・治療歴の多角的な把握と服薬指導の質の向上	279件	薬剤師の対人業務への質の向上に貢献した事例。注射剤（抗がん剤等）を含む入院・外来での治療歴や手術歴、アレルギー歴などを正確に把握。これにより、処方監査の精度向上や、患者の治療背景を深く理解した上での質の高い服薬指導に繋がったケース。
7 保険資格情報の確認と業務効率化	266件	薬局の運営基盤を支える事務的・制度的側面での好事例。オンライン資格確認による保険証の有効期限切れや負担割合の誤りなどの正確な把握。それに伴う会計ミスやレセプト返戻の削減、高額療養費制度の円滑な適用など、業務改善や患者の負担軽減に繋がったケース。
8 その他	45件	地域医療への貢献や患者支援に繋がった重要な好事例。災害時における避難者の薬剤情報確認、OTC医薬品販売時の安全確保、患者とのコミュニケーション円滑化など。

▶ 2024年10月NPhA医療制度検討委員会_管理薬剤師アンケート報告書 (N=5,982薬局) の調査データより再構築

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

▶▶▶ 重複投与・相互作用防止の事例

- 併用禁忌の回避：定期服用中の睡眠薬（ベルソムラ®）と、処方された抗生剤（クラリスロマイシン）の併用禁忌を発見し、処方変更に至った。
- 院内処方薬との重複：お薬手帳に記載のない院内処方の胃薬（ガスター®）と、処方された胃薬（タケキャブ®）の薬効重複を発見し、疑義照会した。

- **注射剤と内服薬の重複**：整形外科で月 1 回投与される骨粗しょう症治療の注射剤と、内科で処方された同系統の内服薬の重複を発見し、過量投与を回避した。
- **転院時の処方ミス発見**：転院前の処方内容をマイナ保険証で確認したところ、転院先の医師が引き継ぎ内容を誤って入力し、用量が倍量で処方されていることを発見・修正した。
- **患者申告漏れの発見**：患者は「他に薬はない」と話していたが、マイナ保険証で他院から同効薬が処方されていることを確認し、重複投与を未然に防いだ。
- **異なる診療科間での重複**：皮膚科処方の抗ヒスタミン薬と、耳鼻科処方の同系統薬の重複を発見し、疑義照会により一方を削除した。
- **相互作用による効果減弱の防止**：併用薬の酸化マグネシウムとニューキノロン系抗菌薬の同時服用を避けるよう、服用時間をずらす指導を行った。
- **退院時処方との重複**：入院中の処方内容をマイナ保険証で確認できたことで、退院直後に外来で処方された薬剤との重複に気づき、疑義照会を行った。
- **規格間違いの発見**：新患受付時にマイナ保険証で過去の薬剤情報を閲覧したことで、医療機関側が誤った規格で処方していることを発見し、修正できた。
- **長期処方薬の重複**：手帳には直近の情報しか貼られていなかったが、マイナ保険証で過去の情報を確認したことで、長期にわたり服用している薬剤との重複を発見できた。
- **外用剤の重複**：複数の医療機関から同じ系統のステロイド外用剤や NSAIDs 含有の湿布薬が処方されているのを発見し、処方整理を提案した。
- **抗がん剤の重複**：お薬手帳を持参しない高齢のがん患者が、複数の医療機関から同系統の抗がん剤を処方されていることを見つけ、危険な過量投与を防いだ。
- **手帳不携帯の新患**：お薬手帳を持参しない初来局の患者に対し、マイナ保険証で併用薬を確認。処方された薬剤との間に重大な相互作用があることが判明し、処方変更に至った。

▶▶ ポリファーマシー介入の事例

- **多剤併用状態の全体把握と減薬提案**：併用薬が多く自身でも管理できていない高齢者に対し、マイナ保険証で初めて正確な処方全体像を把握。薬効が重複している薬剤や、漫然と長期服用されている薬剤について医師に情報提供し、減薬提案につながった。
- **処方カスケードの発見と介入**：ある薬剤の副作用に対して、さらに別の薬剤が処方されている状態（処方カスケード）を、複数の医療機関にまたがる処方情報から発見。原因薬剤の中止を提案した。
- **高齢者への不適切処方の是正**：ベンゾジアゼピン系薬剤など、高齢者への投与が慎重であるべき薬剤が複数の医療機関から処方されていることを把握。処方医にポリファーマシーの観点から情報提供し、処方見直しのきっかけとなった。
- **患者のアドヒアランス低下への介入**：薬剤数が多くて飲み忘れが多い患者に対し、マイナ保険証で服用薬の全体像を医師と共有。重複薬や優先度の低い薬を整理し、アドヒアランス向上につなげた。
- **領域横断的な処方整理**：内科、整形外科、精神科など複数の診療科から多数の薬剤が処方され

ている患者について、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師による一元管理の必要性を患者と医師に提案した。

- **減薬提案による医療費削減**：ポリファーマシー介入により不要な薬剤が削減され、患者の薬剤費負担の軽減にも貢献できた。
- **生活の質の向上への貢献**：多剤併用によるふらつきや認知機能低下などの副作用が疑われる患者に対し、処方医へ減薬を提案。結果として副作用が軽減され、患者のQOL（生活の質）向上につながった。
- **残薬問題へのアプローチ**：マイナ保険証で他院での処方状況を確認し、患者宅の残薬と照らし合わせることで、服薬アドヒアランスの低い薬剤を特定。医師に処方日数調整や一包化の提案を行った。
- **院内処方薬を含めた全体最適化**：これまで不明瞭だった院内処方薬を含めたすべての服用薬を確認できたことで、より精度の高いポリファーマシー評価が可能となり、具体的な減薬提案に至った。
- **患者の服用薬剤への意識向上**：薬剤師がマイナ保険証で確認した服用薬リストを患者に見せながら説明することで、患者自身が「こんなに多くの薬を飲んでいたのか」と気づき、減薬へのモチベーション向上につながった。

▶▶ 多重受診・過剰処方への対応事例

- **向精神薬の多重受診発見**：複数の医療機関・薬局を意図的に利用し、お薬手帳を使い分けて向精神薬を多重に処方されていた実態を発見。それぞれの処方医に情報提供し、適正な処方管理につなげた。
- **睡眠薬の多重処方への介入**：複数のクリニックから睡眠薬を処方されている患者を発見し、医療機関と連携して対応を協議することができた。
- **日数制限薬の意図的な複数受診**：30日の処方日数制限がある向精神薬を、患者が意図的に複数の病院・薬局を回って入手していることを突き止め、処方削除につなげた。
- **エチゾラムの重複受診**：精神科と内科でそれぞれエチゾラムが処方されていることを発見。両方の医師に情報共有し、一元的な管理の必要性を喚起できた。
- **患者の希望による過剰処方の是正**：患者が「頼んで出してもらっている」と話す鎮痛剤や抗アレルギー薬が、複数の医療機関から重複して処方されていることを把握。患者と処方医に対し、適正使用の観点から情報提供を行った。
- **複数機関からの同一薬処方の発見**：最大で4つの医療機関から全く同じ医薬品が処方されていることを発見。その後、患者からの当該処方箋の提示はなくなった。
- **ハシゴ受診の牽制**：マイナ保険証の利用により、医療機関側でも患者の受診履歴が確認しやすくなった結果、短期間での同じ薬の重複処方が減少した。
- **依存性のある薬剤の管理強化**：複数の医療機関から漫然と処方されていた依存性の懸念がある薬剤について、マイナ保険証での情報共有をきっかけに、処方医が処方内容を見直すことにつながった。

- **他薬局への注意喚起**：30 日制限のある向精神薬の多重受診を発見した際、疑義照会で追加処方を防ぐとともに、近隣の他薬局にも情報共有を行い、地域全体での適正使用を推進した。

▶▶ 疾患禁忌の回避事例

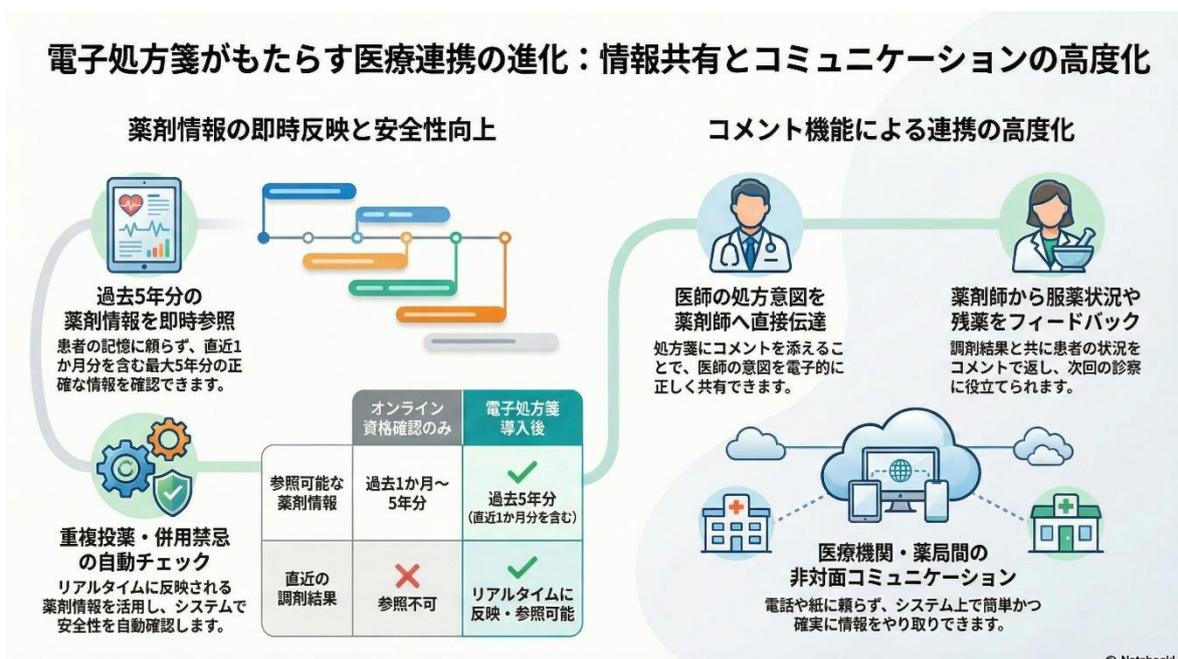
- 喘息患者への禁忌薬回避：吸入薬の使用歴から気管支喘息の既往を把握。今回処方されたβ遮断点眼薬（チモロールマレイン酸塩）が喘息患者には禁忌のため、疑義照会により別の緑内障治療薬に変更された。
- 緑内障患者への禁忌薬回避：お薬手帳に記載のない眼科の受診歴から緑内障治療中であることを確認。抗コリン作用のある薬剤の投与を未然に防いだ。
- 潰瘍性大腸炎患者への禁忌薬回避：潰瘍性大腸炎の治療中であることをマイナ保険証の情報から把握。歯科で処方された禁忌薬の NSAIDs（ロキソプロフェン）を、疑義照会によりアセトアミノフェンに変更した。
- 前立腺肥大症患者への禁忌薬回避：患者からの申告はなかったが、前立腺肥大症の治療薬を服用中であることが判明。今回処方された薬剤が禁忌であったため、投与中止となった。
- 腎機能低下患者への禁忌薬回避：健診情報から重度の腎機能低下を把握。腎排泄型の薬剤で、当該患者には禁忌に該当する薬剤の処方を発見し、疑義照会により処方削除となった。
- 手術歴に基づく禁忌回避：マイナ保険証の診療情報から白内障の手術歴を確認。処方された薬剤が術後の状態に影響を及ぼす可能性があるため、処方医に確認し変更に至った。
- アレルギー歴の確認による再投与防止：患者本人が名前を覚えていなかった薬疹歴のある薬剤を、過去の処方歴から特定し、同系統薬の再投与を防いだ。
- 歯科治療への影響を考慮した介入：骨粗しょう症治療薬（ビスホスホネート製剤）を服用中の患者が、歯科治療を受けていることを確認。顎骨壊死のリスクについて歯科医への情報提供を促した。
- CPAP 使用歴の確認による禁忌回避：薬剤によっては禁忌となる CPAP（睡眠時無呼吸症候群の治療機器）の使用状況を把握し、安全な薬剤選択に貢献した。
- 心疾患既往歴の把握による禁忌回避：過去の診療情報から心疾患の既往歴を把握。今回処方された薬剤が禁忌に該当するため、処方変更を提案した。

5 - 4 電子処方箋管理サービス

2023 年 1 月から電子処方箋の運用が開始され、全国的な普及が進んでいる。電子処方箋を導入した保険薬局および保険医療機関では、リアルタイムでの重複投薬・併用禁忌チェックや、他薬局における過去の調剤情報の閲覧が可能となった。さらに、コメント機能を活用した処方医と薬局薬剤師間での双方向のコミュニケーションが実現している。医師からは処方箋とともに「処方意図」が直接伝達され、薬剤師からは調剤結果とともに「患者の服薬状況」や「残薬」などの情報を医師へ電子的にフィードバックできる。これらは単なる紙媒体の電子化に留まらず、地域医療連携の質

と効率を大幅に向上させる有用性を有している。

この仕組みを活かすため、薬剤師には、電子処方箋だけでなく紙の処方箋を応需した場合であっても、調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスへ登録することが求められる。個々の薬局による調剤情報の登録が充実するほど、地域医療全体における情報の網羅性が高まり、重複投薬の回避や過剰処方抑制に直結する。特に、疑義照会による「残薬調整」や「重複による削除」の記録、あるいは服薬指導で得られた患者の状況を、コメント機能を通じてサービス内に残すことは、次回の医師の診察に直接役立てられ、患者が他の医療機関等を利用した際の適正な処方管理をも支える「次につなげる情報」として極めて重要である。



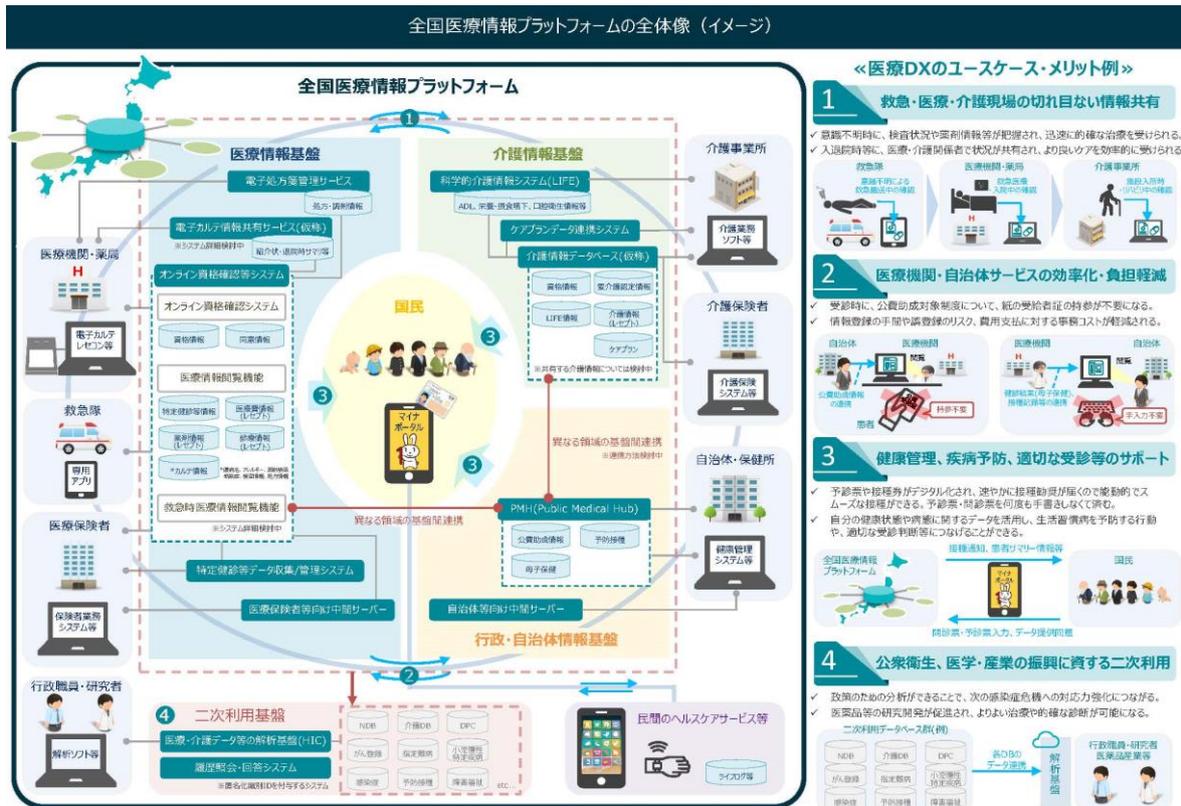
薬局における対応は急速に進んでおり、2026年1月時点で電子処方箋受付体制の整備率は88.2%に達し、調剤結果の登録率も約80%と試算されている。これにより、直近の情報も含め、精度の高い処方薬の一元管理がすでに薬局現場で実装されつつあることが示唆される。

一方で、医療機関における電子処方箋発行体制の整備状況は、病院18.7%、診療所24.9%、歯科8.0%にとどまっている。医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、基盤となる電子カルテが導入されていることが重要である。そのため、電子処方箋の新たな目標では、電子カルテおよび電子カルテ情報共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」とされている。電子カルテ自体についても、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」と国の方針が示されており、今後の普及に期待したい。各地域における運用に際しては、引き続き保険医療機関と地域の保険薬局が足並みを揃え、連携しながら最適な業務フローを追求し、地域住民がより安全で質の高い薬物治療を受けられる体制を維持・発展させていく必要がある。

5 - 5 全国医療情報プラットフォームと電子カルテ情報共有サービス

2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」の創設が進められている。このプラットフォームでは、オンライン資格確認等システムを拡充することで、レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる仕組みが目指されている。

▶▶ 全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）



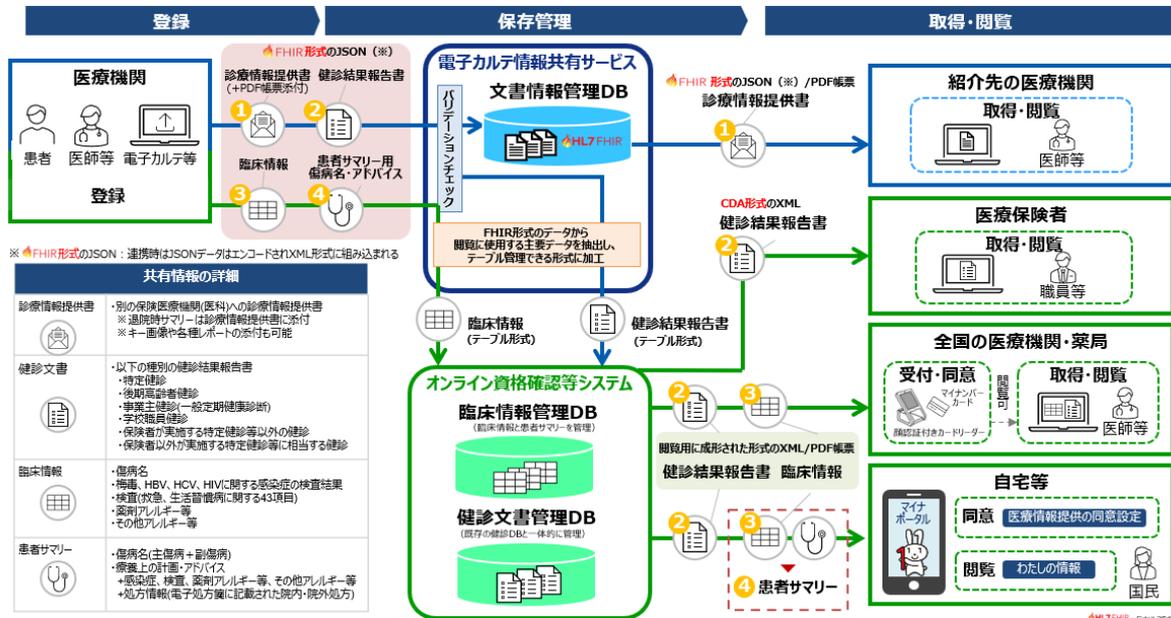
その一環として整備が進められている「電子カルテ情報共有サービス」については、令和8年度（2026年度）冬頃の本格運用開始に向け、現在モデル事業を通じた検証が進められている。同サービスにおいて共有される電子カルテ情報および交換方式の標準化として、3文書（診療情報提供書、退院時サマリー、健診結果報告書）および6情報（傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報）が厚生労働省標準規格として採択されている。

最新の議論では、診療情報提供書や退院時サマリーに記載される「退院時処方情報」についても、整理された有用な臨床情報としてオンライン資格確認等システムを通じた共有が検討されている。これが実現すれば、薬局薬剤師は患者の入院中の治療経過や退院時の処方意図をより正確かつ速やかに把握でき、退院直後のシームレスな薬学的管理へと繋げることが可能となる。

今後、医療現場での実際の有用性を考慮しつつ、共有される標準規格化の範囲のさらなる拡張が

推進されるとともに、これら標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）の開発と、すべての医療機関への普及が期待されている。

▶▶ 電子カルテ情報共有サービス



5 - 6 医療情報システムの安全管理（サイバーセキュリティ）

昨今、サイバー攻撃は医療業界のみならず、あらゆる産業において深刻な脅威となっている。特に近年は、不特定多数を狙う従来の「ばらまき型」から、特定の組織のネットワークに深く潜り込み長期間潜伏する「侵入型」へと攻撃手法が明確にシフトしている。さらに、初期侵入、データの暗号化、身代金要求といった各プロセスをそれぞれ別の専門集団が担う「攻撃の分業化（サイバー犯罪のエコシステム化）」が進んでおり、手口はかつてなく高度化・巧妙化している。これにより、システムを暗号化して事業を停止させるランサムウェア被害や、脆弱なシステム保守業者等を踏み台にして本丸のネットワークへ侵入するサプライチェーン攻撃が急増している。

医療・薬局業界においても、電子版お薬手帳やオンライン服薬指導といったサービス提供方法の多様化に加え、医療介護連携システム（前述 1-3-3）への参画、オンライン資格確認、電子処方箋管理サービス、さらには電子カルテ情報共有サービス等における情報連携が急速に進展している。これらの ICT 活用は、患者一人ひとりにより最適なサービス提供を実現するために不可欠である反面、ネットワークへの接続点が増加することで、サイバー攻撃のリスクや個人情報漏えいの危険性も比例して高まっている。

このような背景から、2023年4月には改正薬機法施行規則が施行され、薬局の管理者が遵守すべき事項として「サイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じること」が明記された。また、厚生労働省からは「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」および「薬局

におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」が発出されている。ここで重要となるのが、セキュリティ対策に対する「パラダイムシフト」である。これだけ攻撃が高度化・分業化した現在において、脅威を100%防ぎ切ることが事実上不可能に近い。そのため、従来の「ファイアウォール等の境界防御でとにかく侵入を防ぐ（守り）」偏重の考え方から、「万が一侵入されても被害を早期に検知・局所化し、医療提供を止めずに素早く立ち直る『サイバーレジリエンス（回復力）』の構築」へと大きく発想を転換しなければならない。

ガイドラインで示されている「経営管理（ガバナンス）」「企画管理（マネジメント）」「システム運用（コントロール）」の3つの視点も、まさにこのレジリエンス構築を支えるものである。

- 経営管理（ガバナンス）：薬局開設者・管理者の主導によるセキュリティ方針の策定と、システム事業者との責任分界の明確化。
- 企画管理（マネジメント）：ネットワークの分離やアクセス権限の厳格な管理、およびシステム事業者の監督。
- システム運用（コントロール）：「内部ネットワークも安全ではない」というゼロトラスト思考に基づく対策やアクセスログの監視。

そして、これらを絵に描いた餅にせず、有事の際にも素早く立ち直るBCP（事業継続計画）を機能させるためには、システム（IT）の知識と薬局の現場業務（医療）の双方を俯瞰し、両者の橋渡しができる「横断型人材の育成」が各法人の急務となっている。

▶▶ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に記載されている遵守事項

安全な運用及び管理のための体制整備

- 担当部署、関連部署
- 企画管理者の設置
- 各種方針・規程の策定、運用
- 内部監査の体制
- 委託事業者との責任分担
- 外部監査の体制

人的管理

- 雇用中及び退職後の守秘・非開示
- 教育・訓練
- アクセス権限、ID等の管理
- 入退室管理
- 記録媒体の運用管理

非常時対応

- 非常時の定義やBCPとの整合性
- 大規模災害への備え
- ランサムウェア等への備え
- サイバーセキュリティ対応計画の策定と実践
- サイバー攻撃時の社内外連絡体制の整備
- 保険への加入*

▶ *保険への加入はガイドライン上の遵守事項ではない

システム・ネットワークの運用及び管理

（システムの運用及び管理）

- 機能や利用方法、セキュリティに関する資料を整備
- システム全体構成図と責任者・関係者一覧を整備

（機器・サービス）

- 情報機器、サービス、ライセンス等の資産管理
- 不正なソフトウェア対策のスキャン用ソフトウェアの導入
- セキュリティパッチの適用、脆弱性の確認・対応
- 不要なソフトウェア等の停止

（ネットワーク）

- 境界防御的な対応（FW、IDS、IPSの導入、接続元制限）
- 内部脅威監視やEDRの導入
- 回線及び情報の暗号化
- アクセスログの記録と確認

今後、地域医療の質を向上させるために、医療DXの活用は積極的に推進していく必要がある。一方で、並行してサイバーセキュリティ対策には最大限の注力をしていかなければならない。これ

には多大なシステムコストがかかるだけでなく、セキュリティの強化（厳密なアクセス制限や多要素認証等）は、時として現場の「業務効率」や「利便性」とトレードオフの関係になるという悩ましい課題もある。しかし、患者の大切な機微情報を守り抜き、地域インフラとして持続的な薬局運営を担保することは我々の絶対的な責務である。コストや業務負荷の増大という厳しい現実と真正面から向き合いながらも、決して歩みを止めることなく、強固なセキュリティ基盤と日々の利便性を両立させた「レジリエンスの高いDX体制」を構築していく決意が求められる。

6. 認定薬局

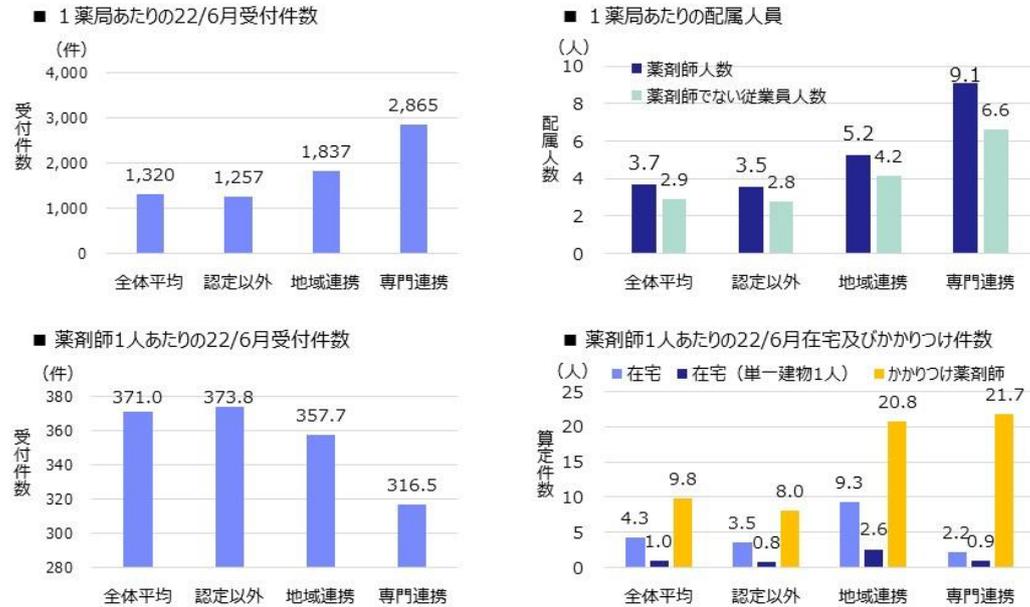
2021年8月、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度が施行された。地域連携薬局は、外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局である。専門医療機関連携薬局は、がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局である。これらの薬局には、今後、地域包括ケアシステムの構築が進む中で、医師をはじめとする他の医療関係者や医療提供施設と、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を共有しながら連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供していくことが求められている。厚生労働省によると2023年9月30日時点で、地域連携薬局数は3,909、専門医療機関連携薬局（がん）数は170である。地域連携薬局の目標数については地域包括ケアシステムの単位である中学校区に1～2施設という数字から、数万軒程度が想定され、専門医療機関連携薬局（がん）については、全国の二次医療圏（2020年4月時点で335区域）に1～2カ所程度が目標とされている。目標と現在の認定数にはまだ開きがあることから、今後も各地域において認定薬局の整備を推進することが求められ、併せて、認定薬局が果たしている機能について地域の多職種に理解してもらおう必要がある。

認定薬局に係る調査結果の紹介

今後、認定薬局を目指す薬局または、地域の認定薬局との連携を検討している薬局への参考情報として、NPhAが実施した認定薬局に係る調査結果の一部を紹介する。

人員体制 と かかりつけ・在宅実績

薬剤師1人あたりの受付件数は、認定薬局では少なく、手厚い人員体制が見受けられた。また、地域連携では在宅及びかかりつけ、専門連携ではかかりつけにおいて、薬剤師1人あたりの対応件数が顕著に高い傾向が見られた。



▶ 2022年10月NPhA医療制度検討委員会_各種技術料算定及び認定薬局の実態調査報告書 (N=10,414薬局)

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

各種技術料の算定実績

認定薬局においてかかりつけをはじめ全般的に各種技術料の算定件数が高く、特に、地域連携薬局は在宅関連、専門医療機関連携薬局は特定薬剤管理指導加算2や麻薬加算において顕著に高い傾向が見られた。

	受付10,000件あたりの算定件数				
	全体平均	認定以外	地域連携	専門連携	地域支援算定要件
夜間・休日等対応	346.00	345.83	358.36	114.83	400
かかりつけ薬剤師指導料	264.29	214.76	576.28	615.00	40
在宅	115.62	94.29	261.97	63.73	-
在宅 (単一建物1人)	27.84	21.00	72.56	26.60	24
麻薬加算	22.68	18.46	39.51	125.97	10
重複 (残薬以外)	35.01	34.00	41.88	39.97	40
重複 (残薬)	41.19	37.99	61.39	65.71	40
外来服薬支援料 1	6.73	5.46	14.50	20.66	12
服用薬剤調整支援料 1	0.20	0.17	0.39	0.49	
服用薬剤調整支援料 2-イ	0.14	0.11	0.31	0.68	1
服用薬剤調整支援料 2-ロ	0.22	0.20	0.31	0.27	
服薬情報等提供料 1	6.18	5.13	11.90	10.39	
服薬情報等提供料 2	28.38	25.92	40.36	66.08	
服薬情報等提供料 3	0.13	0.11	0.19	1.73	60
特定薬剤管理指導加算 2	1.46	1.17	2.89	13.49	
調剤後薬剤管理指導加算	0.20	0.17	0.45	0.00	

▶ □ : 地域支援体制加算の算定要件を平均算定件数が超えている項目

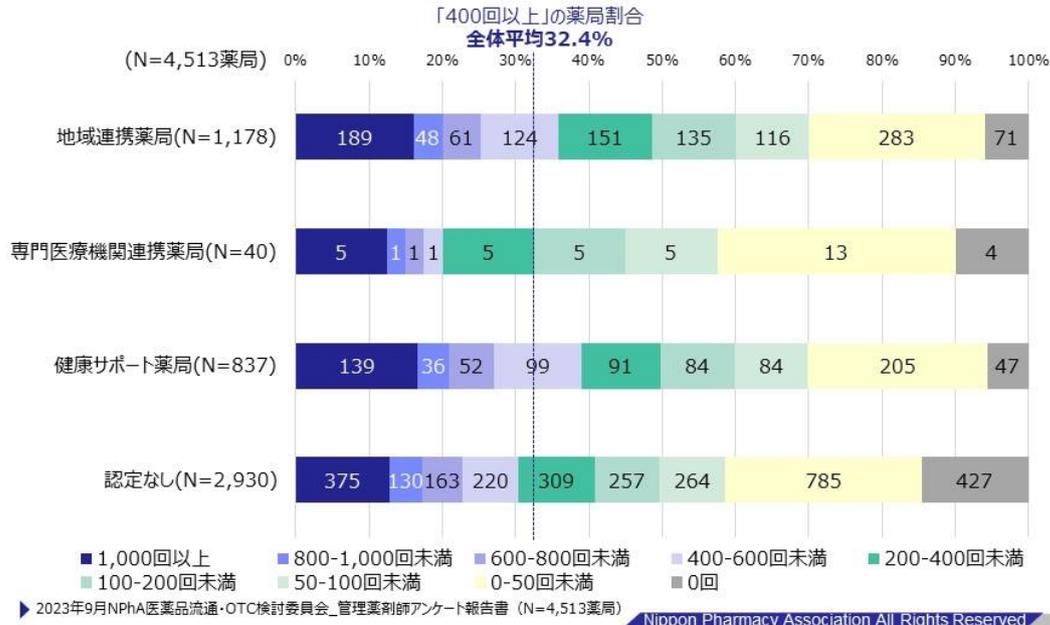
▶ 2022年10月NPhA医療制度検討委員会_各種技術料算定及び認定薬局の実態調査報告書 (N=10,414薬局)

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

夜間・休日、時間外、深夜の調剤実績

「健康サポート薬局」「地域連携薬局」において、「400回以上」の薬局割合が全体平均よりも多かった。

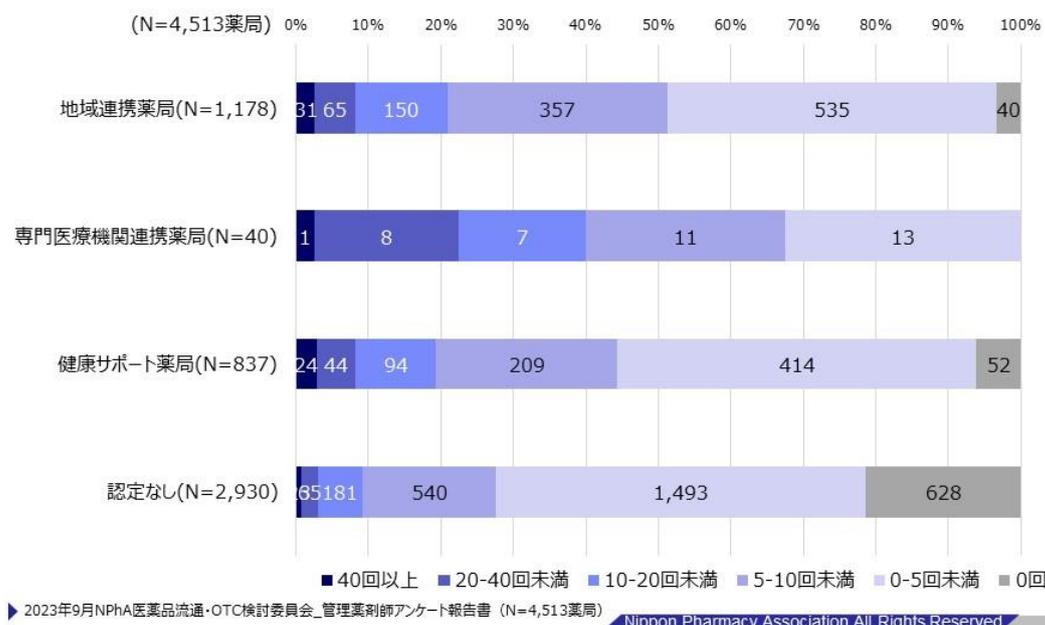
- 2022年7月～2023年6月の1年間における処方箋受付1万回当たりの夜間・休日等の対応実績
夜間・休日等加算、時間外加算、休日加算、深夜加算を算定している実績を指す。開局1年未満の場合は開局日からの実績で回答



営業時間外や定休日の問い合わせ対応 23/6月単月実績

認定薬局及び健康サポート薬局においては、認定なしと比べて「問い合わせ対応」の回数が多い傾向が見られた。

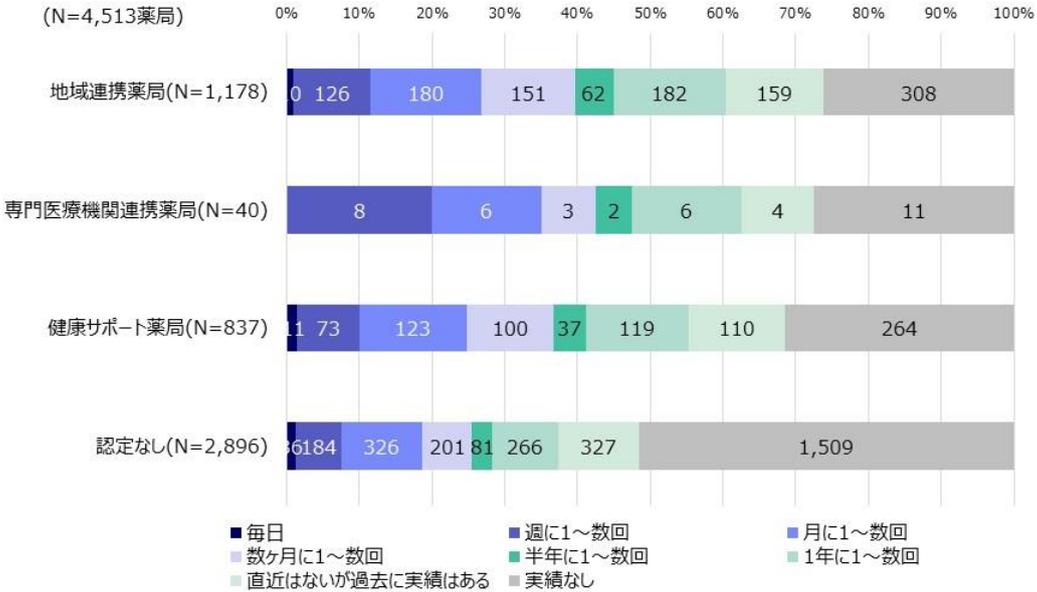
- 営業時間外や定休日の患者からの「問い合わせ対応」のおおよその月間回数 (2023年6月実績)



問い合わせ以外の対応実績

「医療機関との連携（疑義照会、報告等）」「緊急調剤、患者宅訪問」等の問い合わせ以外の緊急対応は、認定薬局及び健康サポート薬局において、認定なしと比べて実績が多い傾向が見られた。

■ 営業時間外や定休日の患者からの「問い合わせ対応」以外のおおよその対応実績



▶ 2023年9月NPhA医薬品流通・OTC検討委員会_管理薬剤師アンケート報告書 (N=4,513薬局)

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

在宅訪問の実績

■ 直近1年間の在宅訪問回数



■ 上記のうち単一建物診療患者が一人の場合の在宅訪問回数



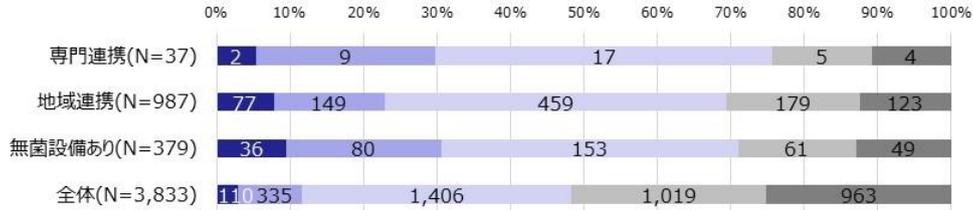
▶ 2023年3月NPhA医薬品流通・OTC検討委員会_管理薬剤師アンケート報告書 (N=3,838薬局)

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

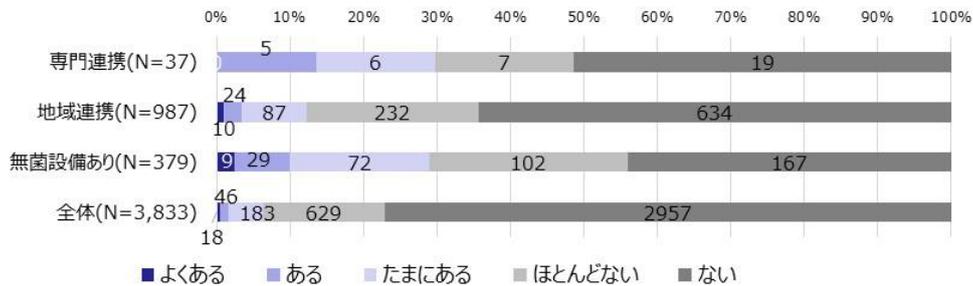
在宅・無菌の依頼頻度

認定薬局においては在宅訪問や無菌調剤に関する相談や依頼を受ける頻度が全体平均よりも高かった。一方で、無菌設備がある薬局であっても、その71.0%の薬局において無菌調剤に関する依頼を受けることは「ほとんどない」「ない」という回答であった。

■ 在宅訪問に関する相談や依頼を受ける頻度



■ 無菌製剤処理に関する相談や依頼を受ける頻度



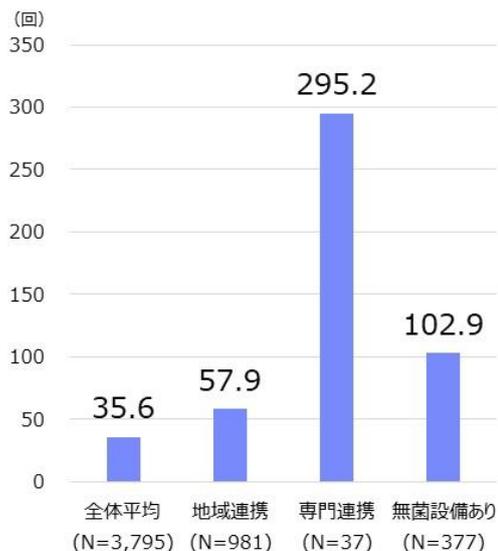
▶ 2023年3月NPhA医薬品流通・OTC検討委員会_管理薬剤師アンケート報告書 (N=3,838薬局)

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

麻薬調剤

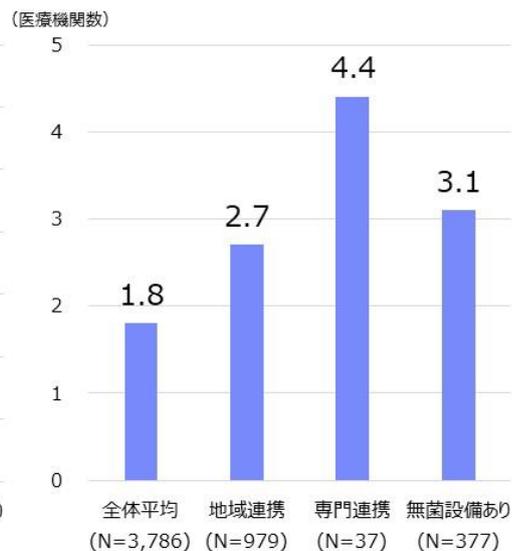
認定薬局や無菌調剤設備のある薬局においては、麻薬加算の算定実績が高く、麻薬応需医療機関数も多い傾向が示された。

■ 麻薬加算の平均算定実績



▶ 直近1年間の実績

■ 麻薬処方箋の応需医療機関数



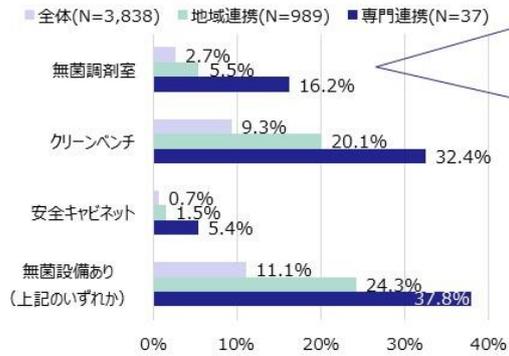
▶ 2023年3月NPhA医薬品流通・OTC検討委員会_管理薬剤師アンケート報告書 (N=3,838薬局)

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

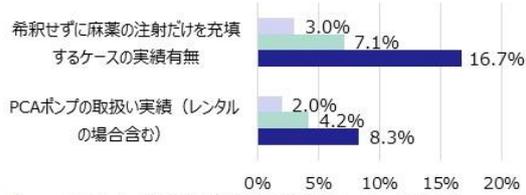
無菌調剤に係る体制

無菌製剤処理設備がある薬局は11.1%（地域連携24.3%、専門連携37.8%）であった。また、無菌調剤室の共同利用に関しては、約20%の薬局で契約があるものの実績がある薬局はごく少数であった。

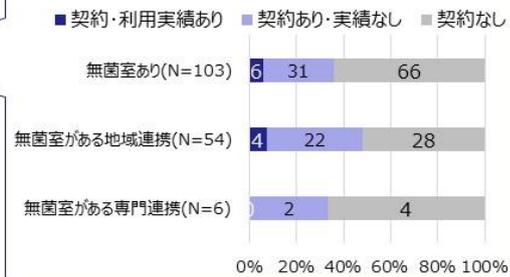
■ 無菌製剤処理設備の有無



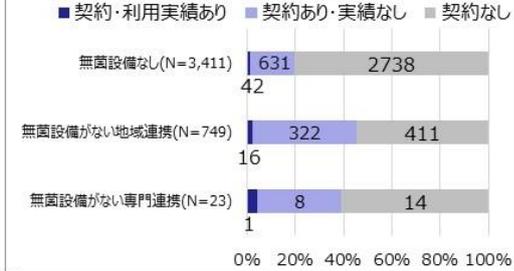
■ PCAポンプ等の実績



■ 自薬局の無菌調剤室の共同利用状況



■ 他薬局の無菌調剤室の共同利用状況



▶ 2023年3月NPhA薬局機能創造委員会_管理薬剤師アンケート報告書 (N=3,838薬局)

Nippon Pharmacy Association All Rights Reserved

7. 地域の薬物療法の担い手として

安全で質の高い医療がシームレスに提供されるために、薬局薬剤師が果たすべき役割は大きい。そのために地域医療連携が必要不可欠であることは言うまでもないが、保険薬局と保険医療機関の連携が地域で十分に機能しているとは言えない。

地域の薬物療法の担い手として、多くの薬局薬剤師が積極的に地域医療連携に関わり、それが全国各地に広がっていくための一助として本手引きが活用されることを期待したい。

8. 参考資料

日本病院薬剤師会

- 地域医療連携の手引き：<https://www.jshp.or.jp/activity/guideline/20230608-2.pdf>
- 地域医療連携事例集 Vol.3：<https://www.jshp.or.jp/activity/guideline/20220609-2.html>

行政

- 患者のための薬局ビジョン：<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000102179.html>
- 第8次医療計画：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuu_keikaku/index.html
- 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針：
<https://www.mhlw.go.jp/content/001075387.pdf>
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf
- 経済財政運営と改革の基本方針：<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/honebuto-index.html>
- 電子版お薬手帳ガイドライン：<https://www.mhlw.go.jp/content/001082663.pdf>
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版、及び薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト：
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html
- 薬剤師の職能発揮のための薬学的知見に基づく継続的な指導等の方策についての調査研究：
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/165522>
- 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会のこれまでの議論のまとめ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62429.html

日本保険薬局協会：<https://secure.nippon-pa.org/activity/enq.html>

（薬局機能創造委員会）

- 2022年2月 管理薬剤師アンケート報告書
- 2023年3月 管理薬剤師アンケート報告書
- 2023年9月 管理薬剤師アンケート報告書

- 2025年6月 保険薬局における医療DX活用と業務貢献等の実態調査報告書
- 2025年10月 セルフメディケーションに係る相談対応や受診勧奨の事例報告書
(医療制度検討委員会)
- 2020年9月 服用期間中フォローアップ事例と成果の収集
- 2022年10月 各種技術料算定及び認定薬局の実態調査報告書
- 2023年2月 認定薬局ヒアリング調査報告書
- 2023年8月 在宅訪問薬剤管理の実態調査報告書
- 2024年10月 管理薬剤師アンケート報告書
- 2025年9月 在宅業務実態調査の結果
(デジタル推進委員会)
- 2024年1月 医療情報システムの安全管理に関する調査報告書
- 2025年12月 医療DX活用による薬物治療適正化アクション

改訂の変遷

版数	公表年月	改訂の主なポイント
Ver.1	2020年10月	【初版】 地域医療連携の基本的な考え方と枠組みを提示。
Ver.2	2021年5月	地域医療連携の実効性を高めるため、実際の「事例集」を追加。
Ver.3	2023年11月	NPhA調査に基づく最新データと好事例を反映。在宅医療、認定薬局、医療DX（オンライン資格確認等）の基礎項目を充実。
Ver.4	2026年3月	在宅医療の構造的課題（時間・負荷）と解決策の提示。セルフメディケーションにおけるゲートキーパー機能、緊急避妊薬に係る対応の項目追加。医療DXの活用による薬物治療適正化アクションおよびサイバーセキュリティ対策（レジリエンス）に係る内容充実。

一般社団法人 日本保険薬局協会
薬局機能創造委員会
2026年3月 Ver.4 作成



地域医療連携 事例集

事例集目次

1. 入退院時の連携

株式会社ファーマシィ
ファーマシィ薬局引野（広島県福山市）

2. 見守り活動による自治体との連携

株式会社ナカジマ薬局
ナカジマ薬局あしよろ南2条店（北海道足寄郡）

3. 抗がん剤連携

クオール株式会社
クオール薬局港北店（神奈川県横浜市）

4. ITネットワークでの検査値連携

株式会社アインファーマシーズ
アイン薬局 かつた店（茨城県ひたちなか市）

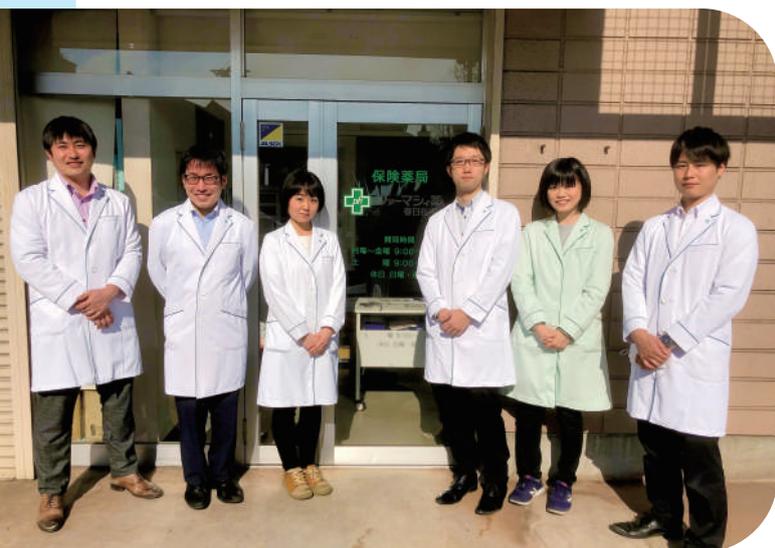
5. 在宅医療における多職種連携

株式会社薬正堂
すこやか薬局具志川店（沖縄県うるま市）



市内基幹病院との 薬薬連携を構築

「薬剤管理サマリー」活用し入退院時に情報共有



株式会社ファーマシィ

薬局名：ファーマシィ薬局引野

所在地：広島県福山市

薬局形態：基幹クリニックマンツーマン

人員体制：常勤・非常勤薬剤師6名・2名／医療事務3名

主な処方元：コムクリニック佐藤、まるやまホームクリニック、みかみホームクリニック、野島ホームクリニック、よしおかホームクリニック

処方箋枚数：1,900枚／月

在宅患者数：220名／月(個人130名、施設90名)

ファーマシィ薬局引野は、主にクリニック処方箋を応需するマンツーマン薬局である。また、在宅医療に積極的に取り組み、現在約220人の在宅患者を担当し、その多くは重症度が高く、終末期患者が5割を占める。毎月、新規の在宅患者は20～30人、亡くなる方も10～15人と多い。同薬局では2009年頃から、退院時共同指導に積極的に関わりを持ち、手探りで基幹病院との連携関係の構築を進めた。現在、市内の複数基幹病院との間で、「薬剤管理サマリー」を活用した入退院時の情報共有体制が定着している。同薬局の取り組みは、これら基幹病院と連携する複数の在宅療養支援診療所との“懸け橋”にもなっている。同薬局で中心的に医療連携の輪を広げる平田恭洋氏は、今後は地域医療連携体制を横展開しながら構築していくことが課題と言う。これまでの経緯、現状と課題、今後の方向性をうかがった。

概況

基幹医療機関と連携し、 複数の在宅クリニックとともに 在宅患者を支える

ファーマシィ薬局引野(以下、同薬局)の在宅患者の処方元のほとんどは、福山市内の在宅医療を中心とした4つの在宅療養支援診療所である。一方、連携している病院は福山市民病院、福山医療センター、日本鋼管福山病院など、市内の基幹医療機関を網羅し、在宅を中心に地域医療連携体制の一翼を担っている。



医師、看護師とのカンファレンス

最初は“無理やり”、 まずは「存在」「役割」をわかってもらう努力から

同薬局では、2009年頃から、退院時共同指導に関わるようになった。しかし、当初は在宅に戻ってきた患者の入院中の治療経過など不透明な点もあり、病院に情報提供を依頼することも多く、必ずしも薬局側として必要な情報が十分に得られる状況ではなかった。

一方、在宅に移行した患者が急変し、再入院するケースも少なくない。特に終末期の患者ではその比率は高い。再入院の在宅患者が増えるなかで平田氏は、「病院側も在宅療養中の患者さんの情報がなければ、困るのではないか」と考えた。入院時に患者は現在服用していない過去の薬まで持参薬として持ち込むため、病院側は「お薬手帳の内容と実際の持参薬が異なる」など不都合が生じ、その確認に大きな手間を要していた。その持参薬情報を薬局側が整理することで、病院側の持参薬チェックにかかる負担軽減を目指した。

具体的には事前に入院が分かっている場合、患者の薬を預かり、「必要な薬剤のみ」を整理し、その薬剤名や残薬数などをまとめた一元管理表、そして在宅療養中の処方の変更・変更などの経緯を簡潔に記載した治療経過表を作成し、これらを『持参薬セット』として患者に入院先病院に持参してもらう

ようにした。これらの情報は現在、『薬剤管理サマリー』（NpHA版）を活用して提供している。

その最初の取り組みが行われたのは2018年、ある基幹病院に入院した患者情報のやり取りであった。以降、平田氏は幾度も情報提供を続けた。

当初、病院側からは、「サマリーが送られてきても、どうしてよいか分からない」、「そもそも送ってこられても困る」など、なかなか連携の兆しは見えなかったが、半ば“無理やり”送り続けたという。その時の心情を平田氏は、「患者さんにシームレスな医療を提供できるよう、その架け橋をどうしても作りたかった」と振り返る。既に退院時共同指導を介して何人かの病院薬剤師とは面識を持っていた。そのつながりを大事に、病院薬剤師からのレスポンスをうかがい、議論を重ねながら提供する情報やフォーマットの修正等を進めた。また、並行して他の基幹病院にも同様のアプローチを挙げた。

その積み重ねにより、「薬局からの入院時情報提供」が認識され、現在のような複数医療機関との連携関係に至っている。

—入院時の連携の流れ—

入院情報の把握を起点に、患者個々の要点抑えた情報を提供

上述の通り、同薬局では現在、予定入院の場合には、整理した持参薬、一元管理表、治療経過表の「持参薬セット」を作成する。現在は、「一元管理表」と「治療経過表」は『薬剤管理サマリー』に統合してまとめている。

患者が入院するという情報は、在宅医から、入院予定を告げられたり、患者・家族も交えたカンファレンスの中で入院が決まることもある。その際は、「入院する〇〇病院に、薬剤情報を送っておきます」というように、平田氏らは多職種に対して前向きにアクションするよう心掛けている。タスクシフトとともいえる取り組みは多忙な医師から感謝され、結果として、病院への薬局業務・機能の見える化、病院との情報連携にもつながっているようだ。

病院へ提供する『薬剤管理サマリー』の内容は基本的事項のほか、例えば注射薬の希釈方法や投与速度などといった詳細の調剤方法や、痛み、排便コントロールや嘔吐の状態など患者個々に沿った精度の高いものになっている。

The image shows a screenshot of a 'Drug Management Summary' form. The form is titled '薬剤管理サマリー (薬師→医療機関)' and contains various fields for patient information, medication details, and clinical notes. It is a structured document used for communication between the pharmacy and the hospital.

— 退院時・退院後連携の流れ —

直接届く診療情報提供書や 薬剤管理サマリーをもとに処方支援、情報周知

退院時の病院との連携として、2018年頃から、病院が在宅クリニックに送っている診療情報提供書(いわゆる紹介状)が薬局にも直接送られるようになった。また、病院薬剤師が作成した薬剤管理サマリーも診療情報提供書と併せて封書で届くケースも増えた。薬剤管理サマリーの情報は連携関係の深化により充実していく。

通常、患者が退院すると在宅チームによるサービス担当者会議が開かれる。重症度が高い患者の場合は、退院当日に開かれ、同薬局も参加している。会議では在宅での具体的な治療・ケア方針や処方決定されるが、その際、薬局側で事前に入手した薬剤情報をもとに残薬等を確認し、それを薬剤情報一覧にまとめ、処方支援・提案を行っている。

「会議は1時間かかります。多くの患者を抱える医師にとって貴重な時間です。そのため薬や医療機器・材料関係に関しては、薬局側でとりまとめ、多職種に情報周知しないと現場は円滑に進みません。在宅医療は病院と異なり、一人の患者に事業所が異なる多職種で関わることからチーム内で共通認識を図る必要があります。特に医療事故など患者の安全を脅かすリスクはしっかりチェックしています」と、在宅チームの

中で、その専門性を発揮している。

また、同薬局では、入院病院から処方される退院処方へのフォローアップ支援として、退院後の患者経緯について、病院薬剤部と地域連携室に情報提供する取り組みを進めている。平田氏は、退院後の情報を病院側に提供することが、再入院した際の情報共有の窓口を予め作っておくこと。つまり、ギブアンドテイクに基づいた「次に備えた連携」になると語る。

退院後・調剤後患者情報報告書

医療連携「横展開」に向け重要な知識・ノウハウの水平化、相互の“面識づくり”

今後の展開について平田氏は、薬剤管理サマリーを介した連携がある程度広がってきたことを機に、その質の向上を図るために「病院側の評価」のエビデンスについて論文化を進めている。

その上で課題は、「他の薬局も、同じようにできるようにすること」と、医療連携の横展開の必要性を指摘する。それを実現するためには、知識の水平化とノウハウ習得を課題に挙げる。また、「病院薬剤師と薬局薬剤師の連携が進まない

のは、ほとんどが相互のギャップが埋められないため。お互いに顔の見える連携をつくり業務を知ることが大事です」と語る。

このうち“顔の見える連携づくり”については、既に取り組みが進みつつある。2019年から福山市薬剤師会の青年薬剤師会部門を、地域包括ケアと病薬連携、学生の応援などをテーマに“再結成”した。病院・薬局薬剤師の両者で幹事を務め、連携を密に行うベースづくりが出来上がった。

他地域にも広がる 自治体との「見守り活動」協定

テレフォン服薬サポート®の実績が“地域活動”へ進化



株式会社ナカジマ薬局

薬局名：ナカジマ薬局あしよろ南2条店

所在地：北海道足寄郡足寄町

薬局形態：病院前薬局

人員体制：常勤薬剤師2名／医療事務3名

主な処方元：足寄町国民健康保険病院（60床）

処方箋枚数：1,200枚／月

在宅患者数：12～13名／月

北海道内で地域に根差した薬局展開を進めているナカジマ薬局は、1983年から全店舗で、「テレフォン服薬サポート®」（以下、TS）を実践している。2015年、この電話によるフォローアップ活動を生かし、自治体との“見守り活動”協定が初めて足寄町との間で締結された。現在、同様の取り組みは、道内の他自治体へと広がりを見せ、地域包括ケアシステムの一翼を担う保険薬局への信頼感も高めている。先駆的に取り組んだナカジマ薬局あしよろ南2条店の上田博史氏、協定締結に関わった同社帯広エリア担当の中田祐一氏に、協定締結に至った経緯と現状、会社としての方向性も含め、今後の展開をうかがった。

概況

「高齢化、独居、点在」 環境で高まる薬剤師による確認・報告の重要性

ナカジマ薬局あしよろ南2条店（以下、同薬局）は帯広市から車で約1時間、十勝の東北部に位置し、足寄町の面積は1,408 km²と、町村としては日本で最も広い面積を有する。人口は約6,660人、高齢化率は約40%に達する。地域の医療インフラとしては、同薬局の処方元である足寄町国民健康保険病院のほかに診療所2軒、歯科診療所3軒、保険薬局が4軒ある。

このうち同薬局と近隣のナカジマ薬局足寄店の2店舗が現在、町内に20人ほど居る在宅患者に対応している。広大な足寄町には中心部から遠く離れた村落も点在し、独居高齢者も少なくない。地域で見守り活動を担う多くの“目”のなかで、唯一の医療人である薬剤師が電話で“体調”“安否”確認をして、役場担当者につなぐ意義、重要性は、ますます高まっている。

先駆的な在宅医療、TSの実績を踏まえ 積極的な交渉の末に協定締結

ナカジマ薬局が初めて自治体(足寄町)との間で高齢者等を対象とした「見守り活動に関する協定」を締結したのは、2015年だが、同社側からの積極的な働きかけによって実現したという。

第一号となった足寄地区では、それ以前から、先駆的に在宅医療に取り組んでいたこともあり、テレフォン服薬サポート®(TS)に関して高い実績をあげていた。また現在、あしよ南2条店の管理薬剤師を務める上田氏は、当初から足寄地区に勤務していたこともあり、地域のかかりつけ薬局・薬剤師として活躍していた。

そして、「創業当初から全店舗で取り組んでいるTSを、さらに地域のためにいかす方法はないか」と模索していた時期に、他職種・業種による「見守り活動」が行われているとの情報

を得た。中田氏らは「薬局として見守り活動を是非、やらせてほしい」と見守り活動への協力を積極的に働きかけた。当初、福祉課の担当者からは、「薬局が何をやるのですか?」という反応だったが、中田氏らは、「薬剤師として服薬コントロールの支援は当たり前ですが、実際にそこで何が起きているのか、薬剤師の耳、目で確認し、いち早く役所担当者に伝えたい。そこで救える命は絶対にあるはず」と、何度も「薬剤師だからこそ」の見守り活動を説明したという。そして、10数回に及ぶ交渉の末に、協定締結へとつながった。現在、足寄町における高齢者見守りは、民生委員、福祉高齢者サービスモニターの個別取り組みやコープやナカジマ薬局を含めた民間企業など、地域の多種多様な“目”が関わって行われている。

長年培ったTSでの経験など参考に 医療人の視点から確認項目を提案

足寄町と協定が結ばれて以降、同薬局では独居の方や“心配だな”という高齢者の方を独自にピックアップし、電話をかけ、日々の体調や「お薬が飲めていますか?」「運動はできていますか?」「睡眠はとれていますか?」など聞き取り、何かあれば福祉課へ情報提供してきた。しかし、実際には「幸い、報告するような事例が少なかった」(上田氏)ことから、2020年7月以後、体調等を確認し、特に問題がない場合でも月に1回は必ず福祉課へ報告する、より積極的な体制へと移行している。

見守りの際、確認すべき項目については、同社で培ってきたTSの経験を参考に、表1のように氏名、生年月日、実施日に次いで、①体調②服薬③食事④運動⑤睡眠⑥排便⑦特記、の7項目となっている。薬局側と福祉課担当者との相談の上で作成されたものだが、当初は「睡眠時間」の項目は入っていなかった。そこで「睡眠時間が短くなると免疫が低下し、健康維持力が落ちるので、是非入れてほしい」と提案、医療人としての重要な視点が採用されることになった。

現在、同薬局として独自に選定した独居高齢者18人をフォローしており、毎月1回、7~8人の状況について福祉課に報告書を提出している。

ナカジマ薬局足寄店
テレフォン服薬サポート8月分

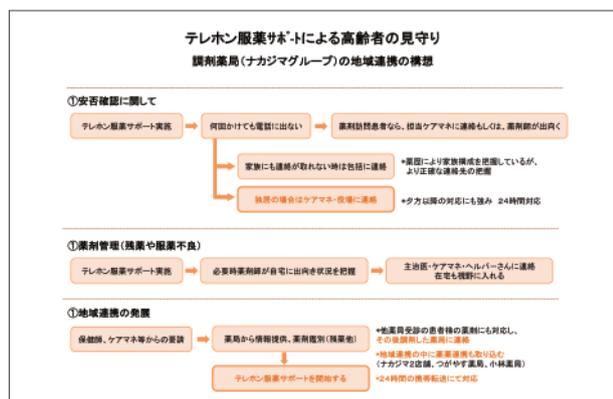
氏名	生年月日	実施日	体調	服薬	食事	運動	睡眠	排便	特記
1928.1.5	8月17日	○	○	○	20-25分歩いている	2-3時間	1日3回下痢は無い		
1942.5.24	8月6日	○	○	○	○	○	○		
1942.5.24	8月20日	○	○	○	朝いっで休んでいる	6時間くらい	○		
1929.3.17	8月13日	○	○	○	散歩	○	○		
1944.3.5	8月6日	○	○	○	○	PM8-30以降それなりに寝ている	○		
1942.3.15	8月4日	○	○	○	○	○	○		
1942.3.15	8月18日	○	○	○	○	毎日散歩	○		
1926.11.29	8月17日	○	○	○	○	高齢で少し体調する(55)	○		
1926.11.29	8月31日	○	○	○	○	高齢の中で体調	○		
1933.5.25	8月13日	○	○	○	○	○	○		
1933.6.13	8月5日	○	○	○	○	○	○		
1929.6.13	8月5日	○	○	○	○	○	○		
1929.6.13	8月31日	○	○	○	○	○	○		
1940.1.24	8月17日	○	○	○	○	○	○		
1938.2.20	8月20日	○	○	○	○	○	○		
1932.10.24	8月12日	○	○	○	○	○	○		
1943.9.2	8月27日	○	○	○	○	○	○		
1943.9.2	8月27日	○	○	○	○	○	○		
1930.7.18	8月6日	○	○	○	○	○	○		
1901.2.5	8月17日	○	○	○	○	○	○		
1926.6.24	8月11日	○	○	○	○	○	○		
1926.6.24	8月18日	○	○	○	○	○	○		

表1:見守り活動のチェックシート

他職種と異なり薬剤師が関わることで “最悪な事態”を未然防止

足寄町中心部から離れたところには“小さな町”が点在している。上田氏は、「お隣さんまで、歩いて行くには遠いところが沢山あります。他人の目が届かない独居、高齢の方が住まわれており、気が付かないまま孤独死していても、おかしく無い生活環境があります」と述べ、その地域特性からも、高齢者の見守り活動の重要性を指摘する。

「例えば、新聞配達の方々と協定を結んでいるという事例もありますが、それは新聞受けに新聞がたまっていて、何かおかしいぞということで、自治体に報告するかと思います。しかし、我々薬剤師が電話で直接声を聞き、このまま放置することはよくないと感じれば、直ぐに報告して、最悪の事態が起こることを、早めに予防できます。」と上田氏は、薬剤師が関わることの意義を語る。



投薬後の経過観察が義務化された現在、パソコンやLINEなどSNSツールを利用する薬局も多いが、ナカジマ薬局では「電話」にこだわっている。

「例えば咳、痰が絡んでいけば声が違います。そういう小さな異変を聞き取り、怪しいと感じれば、その数日後に改めて電話をして経過をみることにしています」と上田氏はいう。“かかり

つけ”としての関係性があればこそ、「声」からより多くの情報がもたらされるのだろう。

そもそも同店舗では、投薬後のTSは一日に3~4人、多い時には月200件と非常に高い頻度で実施されてきた。加えて、在宅患者への対応を通じて、地域の多職種との関係性も深かったといえる。その中での「見守り活動への協力」は、地域に薬局・薬剤師が溶け込んだ活動の表れともいえる。

その地域との関係性構築について上田氏は、「いまとなってはどう知り合ったかは記憶が曖昧ですが」と断ったうえで、「元々、足寄町は人口も少なく、皆、互いに助け合いながら暮らしています。そのため、以前から役場主催で医師や看護師、薬剤師や介護士が集まる勉強会が年に1、2回は開催されていました。その中で、『こういう患者さんに困ってます』『私たちならこういうことができます』といった交流があり、次第に連携案件が増えてきたと思います。世代的にも近い方が多く、顔見知りの方ばかりなので、連携が進んでいったのだと思います」と振り返る。現在では、「いろいろな患者さんのお宅に入るヘルパーさんから薬局に、『薬が散らかっていました』『たくさん残っていました』といった連絡が入ることもあり、そこから在宅訪問が始まるケースも結構あります」という。



医療介護連携研修会

足寄町での取り組みから、 他地域に広がりを見せる「見守り活動」協定

この足寄町での活動は他の自治体へと広がりを見せている。2020年には帯広に近い芽室町、函館に近い江差町、網走の北に位置する雄武町と、3つの自治体との間で、同様の協定が結ばれた。21年に入ってから幾つかの町役場から、相談依頼が寄せられている。中田氏は、「すべての薬局に参加していただければ、見守り活動が地域に広がり、サポートできる患者

さんも増えるはず」と語る。

また、ナカジマ薬局が全店舗で取り組むTSは年間5万件以上に達するのだが、2021年度は、特にアドヒアランスが下がりやすい疾患を抽出、期間を限定し、全社的にTSの効果、成果を検証し、エビデンスにつなげたいという。地域に根差した個々の薬剤師の業務、活動の見える化につながるものと期待される。

外来化学療法の 患者フォローアップをめぐる PBPMを実践

プロトコル作成を機に病院側窓口や情報の流れも明確化



クオール株式会社

薬局名：クオール薬局港北店

所在地：神奈川県横浜市都筑区

薬局形態：大学病院前薬局

人員体制：常勤・非常勤薬剤師20名・10名／医療事務8名

主な処方元：昭和大学横浜市北部病院(689床)

処方箋受付回数：月間4,000回以上

在宅患者数：2名／月

クオール薬局港北店では、2013年より昭和大学横浜市北部病院との間で、外来化学療法の一部患者を対象に、レジメン内容を処方箋やお薬手帳を介して情報共有し、薬物療法の適正な推進とQOL向上を目指した薬薬連携を開始した。2016年からはプロトコル作成・公表により、患者フォローアップの手順と病院側窓口の明確化や情報活用の流れなども明確化し、近隣薬局を含めPBPMを開始している。その後、緩和領域におけるPBPMへと進化した。当初から連携体制構築に関わった村田勇人氏(関東第一薬局事業本部 港北店所属統括主任)に、経緯や現状と課題、地域との関わりを含め今後の方向性などをうかがった。

概況

薬薬連携の“主導的”薬局として、 多くのがん患者薬物療法をフォロー

クオール薬局港北店(以下、同薬局)は昭和大学横浜市北部病院(以下、同病院)の門前に位置し、薬剤師30人、医療事務8人の体制のもと、24時間365日開局している。同薬局では、緩和領域を含め、月に40~50人のがん患者をフォローしている。また2016年からは半年に一回の病院研修をスタート、18年からは独自にハード・ソフト両面の

アピアランスケア、20年からは同薬局を中心に緩和ケアにおける薬薬連携の推進にも取り組みつつある。なお、同薬局では村田氏を含め「外来がん治療認定薬剤師」(日本臨床腫瘍薬学会:JASPO)を3人輩出、現在も3人の若手が認定を目指している。

はじめは「外来がん患者対応の課題」 解決に向け、病院側が“連携”を模索

薬剤部との連携は、同病院からの声かけにより始まった。外来がん患者の院外でのフォローについて地域薬局と情報共有する必要性を感じていた病院薬剤部が、以前から抗がん剤についてマンツーマン対応していた同薬局に働きかけてスタートしたという。「まずは処方箋とお薬手帳で情報共有させていただきたい」と、村田氏が薬局側の要望を伝えるなど情報交換し、「具体的な

患者対応にフォーカスを当てた連携」が始まった。

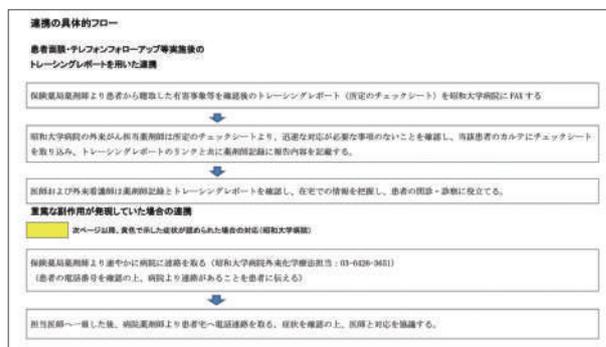
村田氏によると以前から定期的な研修会は開かれていたが、この具体的連携を機に、薬局内の雰囲気や考え方が変わったという。また同病院の薬局業務に対する認識にも変化が現れ、さらに連携が深まるにつれ、地域の薬剤師会も薬業連携に対する認知、認識が高まってきたという。

プロトコルの作成により、 情報の「具体的内容」と「一連の流れ」が明確に

その後、両者でプロトコルの作成を進めた。プロトコル作成について村田氏は、「ここまで副作用が強くなったら受診を勧め、薬剤部と情報共有するという点や、この時点で処方提案をするなどの線引きについてはある程度決まっており、概ね両方で考え方が一致していたので、それほど大変ではなかった」と振り返る。しかし、トレーシングレポートの記述項目や、その内容を同病院でどのようにカルテに反映させるかなど、「次のアクション」が明確ではなかったため、プロトコル作成を機に、トレーシングレポートを受け取る窓口、その後院内で受け取った情報をどのように共有するかといった病院側の体制を含めた一連の流れをより具体的に示した。それにより「病院と薬局間での業務が、より明確になった」点が大きな成果だという。

厚生科学研究「薬剤師が担う医療機関と薬局間の連携手法の検討とアウトカムの評価研究」(代表: 帝京大学薬学部特任教授・安原真人氏)に、他の薬局とともに参加という側面もあり、

実際には2017年に最初の症例がスタートした。現在、病院薬剤部のHPには、がん化学療法レジメンおよび関連解説、トレーシングレポートの記入方法に関する説明マニュアル「がん化学療法トレーシングレポート副作用確認の手引き」などが公開されている。薬局で面談等による患者フォローアップを実施した後の対応までが、各症状に応じ具体的な「連携フロー」として示されている。



「がん化学療法トレーシングレポート副作用確認の手引き」より連携フローを一部抜粋

薬剤部がコントロール可能なツール 「お薬手帳」を活用して広がる情報共有

2013年の連携開始当初は、処方箋とお薬手帳の両方を媒体としたトライアルが実施されたが、お薬手帳での連携は今でも続いている。

現在、外来化学療法の場合、薬剤部からお薬手帳に「化学療法お薬手帳用シール」が貼られる。地域の薬局では、「点滴をしている患者は全件把握できる」までに定着しているという。また、お薬手帳を持参していない場合も、薬剤部がシールの重要性

の説明、お薬手帳への貼付について声掛けが励行されている。一方、処方箋を用いた情報共有に関しては、処方オーダー時の医師による対応の違い、そもそもレジメンが多岐にわたり、アップデートが必要など、物理的な課題もあり、いまはほとんど運用できていない状態だという。「本来は、処方箋に情報が載っていれば漏れもなく、共有も早いと思います。しかし、現状では限界かなと思っています」と、何らかの施策が望まれる。

月に50人近くをフォローアップし、 時には病棟の“疼痛緩和”担当と連携

テレフォンプォローアップは、以前から糖尿病や認知症など対象に行われていたという。ただ、がん患者に関しては、村田氏が同店舗に赴任してから本格化した。

フォローする患者数が徐々に増え、現在は日常的に2~3人、月平均では40~50人をフォローするに至っている。フォローした内容についてはトレーシングレポートにまとめFAXで送り、外来化学療法専任担当者を介し同病院と情報共有される。

また、2020年より取り組んでいる緩和領域におけるPBPMに関しては、オピオイドを導入した患者を対象に、同意を得た上で、調剤後、次の受診までの間に電話フォローをしている。タイミングとしては、抗がん薬の場合には、調剤後7日~10日目が目途であるのに対して、緩和領域でのフォローは、基本的には3日目を目途に電話をかけるようにしている。聞き取った内容は定型のトレーシングレポートに記入する。痛みの評価、オピオイドによる便秘、眠気、倦怠感や食欲不振などの副作用情報を、病院側にフィードバックしている。ただし、緊急の場合には、「病棟をラウンドしている緩和担当の薬剤師に連絡し、情報共有しています」と、疼痛緩和のスペシャリストとの連携関係も構築している。

いまだ始まったばかりの取り組みではあるが、ドーズアップの

必要性を事前に確認したり、支持療法の処方提案をしたり、あるいは緊急受診につなげるなど、両者が連携することで、患者のQOL向上につながっている。

なお、オピオイドを用いる患者はさまざまな地域にいることから、村田氏は地域薬剤師会にも声掛けし、現在、数薬局での“基礎固め”を行っているが、今後は、地域医師会の協力を得て、地域のクリニックにも対象を広げたい意向だ。

2021

テレフォンプォローアップによる介入の事例

皮疹でS-1休業後再開で皮疹再燃した症例

○歳 ○性 胃がん S-1療法（2週投与1週休業）

1クール目 day14 皮疹G1（day10頃から皮疹ありと翌日予定受診のため経過観察）
1クール目 day15 皮膚科より薬疹疑いで休業指示あり。
DLSTなど実施→陰性（再開OKだが、皮疹出現時は必ず休業し、受診するように患者に説明あり）

1クール目 day23 休業中フォロー。皮疹は改善。

2クール目 day7 再開day3より皮疹あり。自己中断。
以前もらった皮膚科の薬を使用し改善。
Day7朝から自己判断で再開。
薬局⇔病院⇔主治医（S-1中止し、皮膚科受診するように指導）
Day9で皮膚科受診。S-1禁忌の指示

S-1の薬疹疑いでも自己判断で再開したのを中止することができた症例
重症薬疹への悪化を未然に防げた症例

テレフォンプォローアップによる介入事例

大切な「顔が見える関係」「相互の業務を知る」 「目標を共有する」のステップ

薬業連携、医療連携を進めるうえで、まず病院薬剤部との良好な関係づくりは一つの焦点だが村田氏は、「相互の信頼関係を作る上で、『顔が見える関係』『互いの業務を理解する』そして『目標を共有する』というステップが重要ではないか」と語る。よく言われることだが、「顔の見える関係」があって、互いのコミュニケーションの方法が分かってくる。そのためには病院の研修会に参加するなど、積極的に情報収集をして、病院側が求めている情報をピックアップする動きが大切だという。村田氏自身、同病院での病院実習を経験したこともあり、

互いに業務を知ることで、疑義照会や問い合わせも効率化でき、適切な対応につながるから、さらに信頼関係が深まると語る。その上で、広く関係者が目標やテーマを共有することにより、さらに相互理解が深まり、地域連携が進むのではないかと考えている。

特に地域連携の起点として、「病院側も“地域のまとめ役”として、どの薬局にアクションした方がいいかを分かっているとおそらく進みやすい」と、これまでに聞いた病院側の意見や多様な経験を踏まえ指摘する。

積極的な薬薬連携で 薬物療法の 質的向上と業務の効率化

病院のリーダーシップによる地域に根差した“ITネットワーク”背景に



株式会社アインファーマシーズ

薬局名：アイン薬局 かつた店
所在地：茨城県ひたちなか市石川町
薬局形態：病院前薬局
人員体制：常勤薬剤師3名／医療事務3名
主な処方元：日立製作所ひたちなか総合病院(302床)
処方箋枚数：1,200枚／月
在宅患者数：2名／月

アイン薬局 かつた店は、日立製作所ひたちなか総合病院（以下、ひたちなか総合病院）の近隣に位置する薬局で、同院との多角的な連携に取り組み、外来患者を中心に薬物療法の質向上を図っている。2014年に同院薬剤部が主体となり、地域薬局との間で構築した「ひたちなか健康ITネットワーク」体制の進展とともに、同薬局での服薬指導や疑義照会は検査結果などを踏まえた対応が“日常”となっている。2018年からは同薬局を含め複数薬局が参加し、「吸入指導PBPM」が作成された。これを“地域”に広げ、先駆的に喘息やCOPDにおける吸入療法の質的向上に努めている。同薬局薬局長の小林優樹氏に、これまでの経緯、現状と課題、今後の方向性などをうかがった。

概況

「ひたちなか健康ITネットワーク」を軸に 地域薬局との広い連携体制構築

アイン薬局 かつた店（以下、同薬局）は、主にひたちなか総合病院の処方箋を中心に、常勤薬剤師3名体制で月1,200枚ほどの外来処方箋と、月平均2名程度の在宅患者に対応している。同薬局では、患者さんの同意の上で、ひたちなか健康ITネットワークを介して、薬局の端末から各種検査結果を閲覧し、服薬指導等を行うなど、業務の質的向上

を図っている。また、必要に応じてトレーシングレポートや電話などにより、病院側へ情報をフィードバックする体制も整っている。これまでの薬薬連携は病院薬剤部が主導であったが、近年では小林氏ら近接薬局の薬剤師も関わり『吸入指導PBPM』を作成し、地域で共有するなど薬薬連携の幅を拡げつつある。

全国的にも厳しい医療提供体制のもと、ITによる連携で「質担保」目指す

ひたちなか総合病院がある茨城県の常盤太田・ひたちなか医療圏は県内でも医師数等が最も少ない。マンパワー不足の中ではあるが、同院は災害拠点機能、第二次救急を含め唯一の総合病院として地域医療を担っている。一方、同医療圏内には東海村原子力発電所があり、2011年の東日本大震災では被災も経験し、同院では2013年に国内初のISO22301(事業継続)認証を取得した。これを機に、地域の連携体制構築に向けITを活用した仕組みとして、地域薬局との間で電子カルテの一部をネットワーク上で共有する「ひたちなか健康ITネットワーク」を開発。2014年9月より閲覧専用で地域薬局に公開している。ネットワークの発足にあたっては事前に、病院側から地域薬局に向けた勉強会を開き、病院職員が個別に操作方法などを説明した上で、薬局ごとに契約し、40薬局ほどでスタートしたという。薬局が患者情報を閲覧するには同院と契約した上で、個々

の患者の同意が得られた場合に限られる。患者同意の取得について小林氏は、「『検査値を確認することで、くすりの効果確認や副作用の発見などができますので見せていただけますか?』とお伝えすると、ほとんどの方には同意いただけます」と、同システムが地域に浸透している様子が見えてくる。閲覧可能情報は、入院期間、入院中の処方薬と外来処方箋など処方・注射データ、血液など検体検査データなどがある。CTやレントゲン画像などは閲覧できないが、その検査内容と実施日などが確認できる。

具体的には、「高齢者の場合、腎機能が低下している方が多いので、よく腎機能検査値を確認します。また、外来化学療法の患者さんは、副作用の発現状況確認のため血液検査結果を、糖尿病患者さんは、血糖値やHbA1cなどを確認しています」と、診療情報を活用した薬学的管理に加え、検査値に基づく疑義照会が浸透しつつある。

疑義照会に関する幅広い事項をPBPM化して互いの業務を効率化

連携体制の構築が進むなかで、2014年11月からは疑義照会に関して、随時の問い合わせを一部不要とする「薬物治療管理プロトコル」の運用もスタートした。内容はホームページ上で公開されているが、①同一成分の商品変更、②剤型変更、③規格変更、④半割・粉碎・混合、⑤一包装、⑥湿布や軟膏の規格変更、⑦残薬調整による日数の短縮—の7項目とされている。これにより、例えば同一成分の商品変更では、先発品から後発品への変更は「問い合わせ不要」、先発品から先発品、後発品から先発品への変更については「事後報告可」とするなど、形式的な内容については、一定の範囲内で簡略化している。また、2015年4月からは、「経口抗がん剤問い合わせ基準」の運用が開始され、地域薬剤師会に所属している保険薬局へ、「処方チェックポイント」「併用薬のチェックフロー」「B型肝炎ウイルス検査のチェックフロー」の3つが配布された。「処方チェックポイント」は同院採用の経口抗がん剤の中から、TS-1、ゼローダ、UFT/UZEL、ロンサーフと処方件数の多い4薬剤が選択された。また、これらの経口抗がん剤を含むレジメンを「当院採用レジメン集」として作成し、問い合わせ基準と同様に配布(いずれも同院HPで公開)されている。

このほか、2016年4月から導入された「残薬解消PBPM」では、薬局薬剤師が必要に応じて日数の制限なく残薬調整を行い、その理由や対処方法の情報を「服薬状況報告シート」などで医師にフィードバックする仕組みで、相互の業務軽減にもつながっているようだ。

疑義プロトコル契約書	
ひたちなか総合病院 服薬状況報告シート	
薬 局 名	
薬 剤 群 名	
FAX 番 号	
電 話 番 号	
患者ID:	※処方せんの上段に記載番号
患者氏名:	姓
生年月日:	M・D・S・H 年 月 日生
診療科:	科
医師名:	先生
理由	
1 飲み忘れA	服用タイミングのずれ
2 飲み忘れB	外出先に伴う服用の忘れ
3 飲み忘れC	飲み忘れの回数が多い
4 処方内容の誤解	
5 自己判断	
6 薬量日数のずれ	
7 処方後の薬量提示	
8 服薬拒否	
9 服用開始	
10 自己調剤の提示	
11 処方内容の誤解	
12 その他()	
対処	
1 飲み忘れ対処方法の指導	
2 服用方法の工夫について指導	
3 処方通りの服用方法(用法、用量)を指導	
4 薬名や薬剤(性状)理由を指導	
5 次回予約日の確認と日数調整	
6 剤型変更	
7 処方薬品・処方品の確認	
8 一包装	
9 服用方法の確認(一包装以外)	
10 処方方法の確認	
11 その他()	
【確認者】	

“吸入指導点数”に先立ち、 病院と連携し「フロー」まとめて実施

また、現在では薬剤服用歴管理指導料の吸入薬指導加算（20年4月改定）が新設されたが、これに先立つ18年2月、同院が主体となって、医師の指示から薬局での対応まで、一連の流れを具体的な連携フローにまとめた「吸入指導PBPM」を作成した。この作成に当たっては、近隣3薬局を含め小林氏らが、薬剤部担当者とともに検討に参画し、最終的には市の薬剤師会を介して、地域全体に周知された。また、適切な吸入薬指導を地域薬局に普及させ、指導内容の統一を図る目的で、病院主催の「吸入指導カンファレンス」が開催され、小林氏らはスタッフ側としても積極的に関わっている。

この「吸入指導PBPM」については同院HP上に、吸入指導マニュアル、吸入指導実施報告書の記入フォーマット、さらに具体的な薬剤ごとの吸入指導手順書と吸入の際の“ピットフォール（落とし穴）”も公開されている。

小林氏は「吸入薬については、薬剤が患部にきちんと届いているか否かが、治療効果に直結します。正しい使用方法で脱落しないようしっかりフォローすることが重要です」という。また、指導をするなかで「デバイスが多様で、高齢者やお子さまは取り扱いが難しいケースもありますので、変更等の提案も行います」と語る。

検査値とDB機能の活用で腎機能を評価し減薬につなぐ

また、高齢者の場合、腎機能が低下している例は少なくない。そこで小林氏らは、ひたちなか健康ITネットワークによる検査値確認と電子薬歴システムに搭載された「腎機能低下時に最も注意の必要な薬剤投与量一覧」データベースとの組み合わせによる、薬物療法の適正化を進めている。例えば、循環器科を受診していた80歳代男性の事例では、シベンゾリンコハク酸塩錠（1日3回／1回100mg）を服用し、時々

徐脈の訴えがあった。血液検査値を確認したところ、BUN:35.1mg/dL、cre:2mg/dL、eGFR:25mL/minと高度な腎機能低下を確認。そこで処方医に疑義照会し、患者の年齢や体重から、1回50mgまでの減量を念頭に薬剤量と服用方法を提案し、減量された。結果、他の薬剤を含め用法を1日1回にまとめ、アドヒアランスの改善にもつながった。

疑義照会の内容が質的に変化、 服薬指導時にはアドヒアランス向上も

同地域の場合、基本的にはひたちなか総合病院の薬剤部が中心になって、様々な地域連携、協働の取り組みが行われており、小林氏は、「病院が地域との連携の門戸を広く開けていただいております。大変助けられています。特に検査値を閲覧できることで、疑義照会の内容が質的に変化していると感じます」という。また、服薬指導の際も、「検査値を踏まえたヒアリングを行っています。検査数値を患者さんと一緒に見ながら、病院では時間を割いて説明できない部分を丁寧にフォローするようにしています。特に血糖値やHbA1cの値など、検査を継続的に行っている場合はグラフ化し、ビジュアルに訴えることで、患者さんの薬物治療に対するモチベーションアップにもつながっています」と、医療連携の利点を挙げる。最近ではコロナ禍により、勉強会で顔を合わせることや、訪問することは減ったというが、連携の基本は、顔の見える関係づくり

が大前提だと指摘する。顔の見える関係があることで、病院が新たな取り組みを開始する際には、「毎回きちんと声をかけてもらえます」という。今後は、地域薬局との同職種連携と、多職種連携をともに強化していきたいと考えている。



アイン薬局 かつた店スタッフ

地域連携室との 密接な連携関係を構築

多職種との豊富な人脈で在宅ケアを推進



株式会社 薬正堂

薬局名：すこやか薬局具志川店

所在地：沖縄県うるま市字宮里

薬局形態：病院前薬局

人員体制：常勤・非常勤薬剤師5名・2名／医療事務15名
管理栄養士4名(全社7名中具志川店4名)

主な処方元：沖縄県立中部病院(559床／一般555床・感染4床)

処方箋枚数：3,289枚／月

在宅患者数：31名／月(個人23名、施設8名)

すこやか薬局具志川店は、沖縄県中部の沖縄県立中部病院の門前に位置する。同薬局が本格的に在宅医療に取り組んだのは2014年で、その発端は同院地域連携室から砂川信子氏へ宛てた在宅対応を依頼する一本の電話だったという。それを機に、初めて退院時カンファレンスに参加して以降、地区医師会主催の勉強会、中部病院と地域薬剤師会による勉強会や地域ケア会議へも参加。手探りで多職種と“顔の見える関係”を構築、現在では砂川氏を中心に31人の在宅患者に対応している。当初から地域医師会・薬剤師会を含め、多職種との連携体制づくりを進めてきた砂川氏に、同薬局での在宅医療推進の経緯、現状と課題、今後の方向性をうかがった。

概況

地域中核病院と多くの訪問医など 多職種とを結び“在宅”患者を支える

すこやか薬局具志川店(以下、同薬局)の処方元のほとんどは沖縄県立中部病院(以下、中部病院)で、月平均3,289枚の処方箋を薬剤師7人体制で応需している。近年は近隣医療機関での在宅診療への取り組みも広がり、10数人の訪問医との連携が進んでいる。同薬局は株式会社薬正堂が運営する県内39店舗の中でも大型店舗の一つで、管理栄養士が4人配属されている。必要に応じて砂川氏の訪問指導に同行、

薬局内でも栄養指導を行うほか、地域住民に向けた“お薬カフェ”では薬剤師による「おくすり相談」に加え「栄養相談」を行うなど、薬局として食生活にも配慮した患者支援に努めている。同薬局の他に南部エリアの野嵩店の2店舗を在宅医療の拠点とし、“一店舗一在宅”をキーワードに全社的な取り組みへと広げつつある。

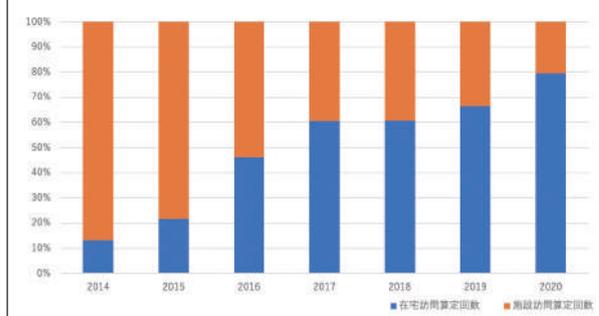
「地域連携室」からの“一本の電話”をきっかけに人脈・関係性づくりに奔走

中部病院地域連携室と砂川氏との関係は、2014年、病院からの1本の電話がきっかけとなった。退院時カンファレンスへの参加を求める電話だったのだが、「突然、しかも何故私に?」という状況だったという。今でこそ「不明な点があれば走って行って話してくる」という密接な関係性だが、当時は「病院に行ったこともなく、どう参加していいかわからない」と、手探りでのスタートだった。同薬局では2009年具志川店の移転に伴い「在宅部門」が発足。前任の坂本氏から引き継ぎ、砂川氏は3人目の在宅専任薬剤師となった。当時は8施設で薬剤管理を実施しており、現在より多人数を担当していたが、在宅患者についての取り組みは少ない状況であった。しかし、これを機に「施設・在宅担当部門」が本格的に始動。施設は徐々に他薬局に移行し、同薬局では砂川氏が中心となり、在宅患者を中心とした取り組みへとシフトしていった。

翌2015年に砂川氏は、地元の中部地区医師会主催の勉強会に参加。医師会側が他職種との連携を目的に発足した勉強

会で、多い時には100人規模となり、ケアマネ、訪問看護師や介護職種、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士など在宅医療や介護に関わる殆どの職種が参加している。2ヵ月に1回程度開催され、砂川氏も定期的に参加して人脈を広げてきた。

在宅訪問算定と介護施設訪問算定の患者割合の推移



在宅件数の推移

勉強会通じ「横のつながり」も拡充、地域全体での“在宅”推進の流れへ

砂川氏は、この勉強会を通じて知り合った市の職員からの依頼で、うるま市地域包括支援センター認知症疾患支援連絡協議会（任期2年にて終了）の委員を務めることになった。また、中部病院と地域薬剤師会による勉強会「薬タッチャー（やくたっチャー）」にも参加、症例検討を中心に臨床対応力の向上にも努めている。薬タッチャーには地域の多くの薬剤師が参加することから、近隣薬局とも横のつながりができ、「地域で在宅医療を進めていこうという流れにつながっていきました」という。

2016年からは、うるま市・沖縄市・北谷地域ケア会議（以下、地域ケア会議）にも参加するようになった。これらは、医師会主催の勉強会などを通じて繋がったケアマネージャーから依頼を受け、県薬剤師会からの要請だったという。多職種が集まる会議等には積極的に出席し、交流を図ることで人脈が広がった。

砂川氏は、「県薬のHPにも在宅対応の薬局一覧は掲載されていますが、知らないところには電話でもできません。連携を始めるためには、多職種の集まりに積極的に参加するのが一番です」と、まずは他職種と関わる機会を持つことが第一だと指摘する。いまでは複数のケアマネから、「この患者をお願いしたい」と直接依頼が入り、中部病院地域連携室の担当者を通じ、医師からも直接連絡が入ることが多いという。特に、地域連携室から依頼が来るケースは、ターミナルや小児の患者（医療的ケア児）が多く、ターミナルは「24時間の麻薬管理、緊急対応もあるため、今のところ年に3～4人はお引き受けさせていただいています。私一人では同時に2人までが限界と考え、それ以上になったら他の薬局にお願いしています」と、横の連携体制も広がりつつある。

サービス担当者会議や地域ケア会議は “他職種ならではの情報”収集の場

薬局・薬剤師が他職種との連携の輪を広げる上で、サービス担当者会議、地域ケア会議、退院時カンファレンスなど、いくつかの重要な場面がある。

例えば、サービス担当者会議について砂川氏は、「どんなに忙しくても必ず出席するようにしています。患者さんの状態の変化に伴い開催される会議ですので、ご家族にもわかりやすいように前回の会議から、今までのお薬やバイタルの経過、変更点をまとめてお話しします。また、薬剤師は月に1、2回程度の介入ですので、会議の中で日々患者さんに接している他職種からいただく情報により、見落としや副作用の可能性も確認できます」と、他職種だからこそその視点と情報を尊重している。

それらの情報から例えば、「〇〇という薬剤の影響で血圧が下がっているのではと指摘し、結果として減薬され患者さんの状態が良くなると、ケアマネさんも薬剤師に対する信頼が深まり、大切な連携先だという認識も広がります。そういう一例一例の積み重ねが大事だと思っています」と語る。

また、地域ケア会議については、「自身が担当していない患者さんについての検討会になるので、ざっくりした全体像しか分かりません。しかし、例えば向精神薬を飲んでいる場合、『ふらつきは出てませんか?』『認知機能は低下してませんか?』など、薬の影響に関する症状や情報を積極的に聞くようにしています。会議には毎日のように患者さん宅に行く訪問看護師やケアマネさんも同席しているので、生の情報を収集でき、より適切な

服薬や介護環境を整えられる貴重な場だと考えています」と、それぞれの会議に参加する意義と重要性を指摘する。

多くの職種が関わる在宅医療だからこそ、適切な情報統制が一つのポイントとなる。砂川氏は「基本的に情報はケアマネさんに報告しています。やはりケアマネさんが多職種からの情報を集約して、担当のドクター等に情報伝達するという流れが一番スムーズだと思います」という。ただし、ターミナルケアの場合、時間との戦いになるため、訪問看護師との間で情報共有して動くことを基本としつつ、薬のことなど専門的な情報については、直接ドクターに連絡するなど、場面に依りて臨機応変に対応している。ケアマネを“要”に情報共有するなかで、入院時には事前にケアマネから連絡が入る体制が整っている。これは日頃から担当者会議等で「必ず事前に教えて欲しい」と伝え続けているためであり、双方の密なコミュニケーションが連携体制の強化に繋がっている。



在宅療養に向けたカンファレンス

マンパワー不足など課題もあるが、 当面は医療的ケア児への体制構築が目標

現在、在宅専門部門は同薬局と野嵩店(宜野湾市)の2店舗があり、担当者(石田氏)と砂川氏の2人が、同社の在宅医療の推進役となっている。2014年以降、同社で本格化した“在宅医療”への取り組みだが、「一店舗一在宅」をキーワードに、各店舗にも取り組みの輪を広げようとしている。「まだまだ在宅を必要としている患者さんはたくさんいらっしゃいます。窓口で対応する中でも、そういう患者さんは必ずいらっしゃいますので、自身でアンテナを張って探してみましょ」と砂川氏は、社内向けにメッセージを送っている。

今後、在宅ターミナルの需要が高まると想定されるが、現状と

しては、「マンパワーが不足しています。またどの店舗でも輸液の混注ができるという状況にはなく、麻薬の持続投与への対応も課題です」と、いくつかの課題をクリアしたいという。

また、現状の高齢者を主体とした在宅医療のほか、医療的ケア児への対応を課題の一つに挙げている。砂川氏は、医療的ケア児は受け入れ機関が少なく、専門的なコーディネーターも不足しており、ご家族にとって大きな負担になっていると語る。これまで培った縦横無尽なつながりが、医療的ケア児対策にも反映されることが期待される。